

## 5-2-1 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

### 2 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

| 災 害 情 報                                             |                           |         |      |                               |
|-----------------------------------------------------|---------------------------|---------|------|-------------------------------|
| 報 告 日 時                                             |                           | 月 日 時現在 |      | 発受信日時                         |
| 月 日 時 分                                             |                           |         |      |                               |
| 発 信 機 関<br>(総合振興局又は振興局・市町村名等)                       |                           |         |      | 受 信 機 関<br>(総合振興局又は振興局・市町村名等) |
| 発 信 者<br>(職・氏名)                                     |                           |         |      | 受 信 者<br>(職・氏名)               |
| 発 生 場 所                                             |                           |         |      |                               |
| 発 生 日 時                                             |                           | 月 日 時 分 |      | 災害の原因                         |
| 気<br>象<br>等<br>の<br>状<br>況                          | 雨 量                       |         |      |                               |
|                                                     | 河川水位                      |         |      |                               |
|                                                     | 潮位波高                      |         |      |                               |
|                                                     | 風 速                       |         |      |                               |
|                                                     | そ の 他                     |         |      |                               |
| ラ<br>イ<br>フ<br>ラ<br>イ<br>ン<br>関<br>係<br>の<br>状<br>況 | 道 路                       |         |      |                               |
|                                                     | 鉄 道                       |         |      |                               |
|                                                     | 電 話                       |         |      |                               |
|                                                     | 水 道<br>(飲料水)              |         |      |                               |
|                                                     | 電 気                       |         |      |                               |
| (1) 災害対策本部等の設置状況                                    | (名 称)<br>(設置日時) 月 日 時 分設置 |         |      |                               |
|                                                     | (名 称)<br>(設置日時) 月 日 時 分設置 |         |      |                               |
| (2) 災害救助法の適用状況                                      | 地区名                       | 被害棟数    | り災世帯 | り災人数                          |
|                                                     |                           |         |      |                               |
|                                                     | (救助実施内容)                  |         |      |                               |

|                                 |                                     |            |     |            |    |    |
|---------------------------------|-------------------------------------|------------|-----|------------|----|----|
| 応<br>急<br>措<br>置<br>の<br>状<br>況 | (3)<br>避 難 の<br>状 況                 | 自主<br>避 難  | 地区名 | 避難場所       | 人数 | 日時 |
|                                 |                                     | 避 難<br>勧 告 |     |            |    |    |
|                                 |                                     | 避 難<br>指 示 |     |            |    |    |
|                                 | (4)<br>自 衛 隊<br>派 遣 要<br>請 の 状<br>況 |            |     |            |    |    |
|                                 | (5)<br>そ の 他<br>措 置 の<br>状 況        |            |     |            |    |    |
|                                 | ( 6 ) 応<br>急 対 策<br>出 動 人<br>員      | (ア) 出動人員   |     | (イ) 主な活動状況 |    |    |
|                                 |                                     | 市町村職員      | 名   |            |    |    |
|                                 |                                     | 消防職員       | 名   |            |    |    |
|                                 |                                     | 消防団員       | 名   |            |    |    |
|                                 |                                     | その他(住民等)   | 名   |            |    |    |
|                                 | 計                                   | 名          |     |            |    |    |
| その他                             | (今後の見通し等)                           |            |     |            |    |    |

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

## 被害状況報告（速報 中間 最終）

|         |          |          |        |         |                           |        |          |       |    | 月 日 時現在 |  |          |  |
|---------|----------|----------|--------|---------|---------------------------|--------|----------|-------|----|---------|--|----------|--|
| 災害発生日時  |          |          |        | 月 日 時 分 |                           | 災害の原因  |          |       |    |         |  |          |  |
| 災害発生場所  |          |          |        |         |                           |        |          |       |    |         |  |          |  |
| 発信      | 機関(市町村)名 |          |        |         |                           | 受信     | 機関(市町村)名 |       |    |         |  |          |  |
|         | 職・氏名     |          |        |         |                           |        | 職・氏名     |       |    |         |  |          |  |
|         | 発信日時     |          |        | 月 日 時 分 |                           |        | 受信日時     |       |    | 月 日 時 分 |  |          |  |
| 項 目     |          |          | 件数等    |         | 被害金額(千円)                  |        | 項 目      |       |    | 件数等     |  | 被害金額(千円) |  |
| ① 人的被害  |          | 死 者      | 人      |         | ※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告 | ⑤ 土木被害 | 道工事      | 河 川   | 箇所 |         |  |          |  |
|         |          | うち災害関連死者 | 人      |         |                           |        |          | 海 岸   | 箇所 |         |  |          |  |
|         |          | 行方不明     | 人      |         |                           |        |          | 砂防設備  | 箇所 |         |  |          |  |
|         |          | 重 傷      | 人      |         |                           |        |          | 地すべり  | 箇所 |         |  |          |  |
|         |          | 軽 傷      | 人      |         |                           |        |          | 急傾斜地  | 箇所 |         |  |          |  |
|         |          | 計        | 人      |         |                           |        |          | 道 路   | 箇所 |         |  |          |  |
| ② 住家被害  | 全 壊      | 棟        |        |         | 市町村工事                     | 橋 梁    | 箇所       |       |    |         |  |          |  |
|         |          | 世帯       |        |         |                           | 小 計    | 箇所       |       |    |         |  |          |  |
|         |          | 人        |        |         |                           | 河 川    | 箇所       |       |    |         |  |          |  |
|         | 半 壊      | 棟        |        |         | 道 路                       | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         |          | 世帯       |        |         | 橋 梁                       | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         |          | 人        |        |         | 小 計                       | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 一部破損     | 棟        |        |         | 港 湾                       | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         |          | 世帯       |        |         | 漁 港                       | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         |          | 人        |        |         | 下 水 道                     | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 床上浸水     | 棟        |        |         | 公 園                       | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         |          | 世帯       |        |         | 崖くずれ                      | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         |          | 人        |        |         | 計                         | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
| 床下浸水    | 棟        |          |        | ⑥ 水産被害  | 漁 船                       | 隻      |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 世帯       |          |        |         | 沈没流出                      | 隻      |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 人        |          |        |         | 破 損                       | 隻      |          |       |    |         |  |          |  |
| 計       | 棟        |          | 計      |         | 隻                         |        |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 世帯       |          | 漁港施設   |         | 箇所                        |        |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 人        |          | 共同利用施設 |         | 箇所                        |        |          |       |    |         |  |          |  |
| ③ 非住家被害 | 全壊       | 公共建物     | 棟      |         | 被害                        | その他施設  | 箇所       |       |    |         |  |          |  |
|         |          | その他      | 棟      |         |                           | その他施設  | 箇所       |       |    |         |  |          |  |
|         | 半壊       | 公共建物     | 棟      |         |                           | 漁具（網）  | 件        |       |    |         |  |          |  |
|         |          | その他      | 棟      |         |                           | 水産製品   | 件        |       |    |         |  |          |  |
|         | 計        | 公共建物     | 棟      |         |                           | その他    | 件        |       |    |         |  |          |  |
| その他     | 棟        |          | 計      |         |                           |        |          |       |    |         |  |          |  |
| ④ 農業被害  | 農地       | 田        | 流失・埋没等 | ha      |                           | ⑦ 林業被害 | 道有林      | 林 地   | 箇所 |         |  |          |  |
|         |          |          | 浸冠水    | ha      |                           |        |          | 治山施設  | 箇所 |         |  |          |  |
|         |          | 畑        | 流失・埋没等 | ha      |                           |        |          | 林 道   | 箇所 |         |  |          |  |
|         |          |          | 浸冠水    | ha      |                           |        |          | 林 産 物 | 箇所 |         |  |          |  |
|         | 農作物      | 田        | ha     |         | そ の 他                     | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         |          | 畑        | ha     |         | 小 計                       | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 農業用施設    | 箇所       |        | 一般民有林   | 林 地                       | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 共同利用施設   | 箇所       |        |         | 治山施設                      | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 営農施設     | 箇所       |        |         | 林 道                       | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 畜産被害     | 箇所       |        |         | 林 産 物                     | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         | その他      | 箇所       |        |         | そ の 他                     | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
|         | 計        |          |        |         | 小 計                       | 箇所     |          |       |    |         |  |          |  |
| 計       |          |          | 計      | 箇所      |                           |        |          |       |    |         |  |          |  |



| 項 目                                                                                                                                                                                                                                        |               |         | 件数等        | 被害金額(千) | 項 目              |       |      | 件数等 | 被害金額(千) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|------------|---------|------------------|-------|------|-----|---------|
| ⑧<br>衛生<br>被害                                                                                                                                                                                                                              | 水 道           | 箇所      |            |         | ⑪社会教育施設被害        | 箇所    |      |     |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 病 院           | 公 立     | 箇所         |         | ⑫社会福             | 公 立   | 箇所   |     |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            |               | 個 人     | 箇所         |         | 祉施設等             | 法 人   | 箇所   |     |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 清掃施設          | 一般廃棄物処理 | 箇所         |         | 被害 計             |       |      | 箇所  |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            |               | し尿処理    | 箇所         |         | ⑬<br>そ<br>の<br>他 | 鉄道不通  | 箇所   |     | —       |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 火 葬 場         | 箇所      |            | 鉄道施設    |                  | 箇所    |      |     |         |
| 計                                                                                                                                                                                                                                          | 箇所            |         | 被害船舶(漁船除く) | 隻       |                  |       |      |     |         |
| ⑨<br>商工<br>被害                                                                                                                                                                                                                              | 商 業           | 件       |            | 空 港     |                  | 箇所    |      |     |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 工 業           | 件       |            | 水 道     |                  | 戸     |      | —   |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            | そ の 他         | 件       |            | 電 話     |                  | 回線    |      | —   |         |
| 計                                                                                                                                                                                                                                          |               |         | 件          |         |                  | 電 気   | 戸    |     | —       |
| ⑩<br>公立<br>学校<br>施設<br>被害                                                                                                                                                                                                                  | 小 学 校         | 箇所      |            | ガ ス     |                  | 戸     |      | —   |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 中 学 校         | 箇所      |            | ブロック塀等  | 箇所               |       | —    |     |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 高 校           | 箇所      |            | 都市施設    | 箇所               |       |      |     |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            | その他文教施設       | 箇所      |            | 被 害 総 額 |                  |       |      |     |         |
| 公共施設被害市町村数                                                                                                                                                                                                                                 |               |         | 団体         |         | 火災               | 建 物   | 件    |     |         |
| り災世帯数                                                                                                                                                                                                                                      |               |         | 世帯         |         | 発生               | 危 険 物 | 件    |     |         |
| り災者数                                                                                                                                                                                                                                       |               |         | 人          |         |                  | そ の 他 | 件    |     |         |
| 消防職員出動延人数                                                                                                                                                                                                                                  |               |         | 人          |         | 消防団員出動延人数        |       |      | 人   |         |
| 災害対<br>策本部<br>の設置<br>状況                                                                                                                                                                                                                    | 道（総合振興局又は振興局） |         |            |         |                  |       |      |     |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 市町村名          | 名 称     |            |         | 設置日時             |       | 廃止日時 |     |         |
|                                                                                                                                                                                                                                            |               |         |            |         |                  |       |      |     |         |
| 災害救<br>助法適<br>用市町<br>村名                                                                                                                                                                                                                    |               |         |            |         |                  |       |      |     |         |
| 補足資料（※別葉で報告）<br>○災害発生場所<br>○災害発生年月日<br>○災害の種類概況<br>○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意<br>○応急対策の状況<br>・避難の勧告・指示の状況<br>・避難所の設置状況<br>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況<br>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況<br>・自衛隊の派遣要請、出動状況<br>・災害ボランティアの活動状況     ほか |               |         |            |         |                  |       |      |     |         |

別表 3

## 被害状況（中間・最終）報告集計表

| 災害・事故名     |          |      |        |                           |        |      |       |     |          |  |
|------------|----------|------|--------|---------------------------|--------|------|-------|-----|----------|--|
| 総合振興局又は振興局 |          |      |        | 平成 年 月 日 時現在              |        |      |       |     |          |  |
| 項 目        |          |      | 件数等    | 被害金額(千円)                  | 項 目    |      |       | 件数等 | 被害金額(千円) |  |
| ① 人的被害     | 死 者      | 人    |        | ※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告 | ⑤ 土木工事 | 河 川  | 箇所    |     |          |  |
|            | うち災害関連死者 | 人    |        |                           |        | 海 岸  | 箇所    |     |          |  |
|            | 行方不明     | 人    |        |                           |        | 砂防設備 | 箇所    |     |          |  |
|            | 重 傷      | 人    |        |                           |        | 地すべり | 箇所    |     |          |  |
|            | 軽 傷      | 人    |        |                           |        | 急傾斜地 | 箇所    |     |          |  |
|            | 計        | 人    |        |                           |        | 道 路  | 箇所    |     |          |  |
| ② 住家被害     | 全 壊      | 棟    |        | 木 市町村工事被害                 |        | 橋 梁  | 箇所    |     |          |  |
|            |          | 世帯   |        |                           |        |      |       |     |          |  |
|            |          | 人    |        |                           |        |      |       |     |          |  |
|            | 半 壊      | 棟    |        |                           |        | 小 計  | 箇所    |     |          |  |
|            |          | 世帯   |        |                           |        | 河 川  | 箇所    |     |          |  |
|            |          | 人    |        |                           |        | 道 路  | 箇所    |     |          |  |
|            | 一部破損     | 棟    |        |                           | 橋 梁    | 箇所   |       |     |          |  |
|            |          | 世帯   |        |                           | 小 計    | 箇所   |       |     |          |  |
|            |          | 人    |        |                           | 港 湾    | 箇所   |       |     |          |  |
|            | 床上浸水     | 棟    |        |                           | 漁 港    | 箇所   |       |     |          |  |
|            |          | 世帯   |        |                           | 下 水 道  | 箇所   |       |     |          |  |
|            |          | 人    |        |                           | 公 園    | 箇所   |       |     |          |  |
|            | 床下浸水     | 棟    |        |                           | 崖くずれ   | 箇所   |       |     |          |  |
|            |          | 世帯   |        |                           |        |      |       |     |          |  |
|            |          | 人    |        |                           | 計      | 箇所   |       |     |          |  |
|            |          | 人    |        |                           |        |      |       |     |          |  |
|            | 計        | 棟    |        |                           | ⑥ 水産被害 | 漁 船  | 沈没流出  | 隻   |          |  |
|            |          | 世帯   |        |                           |        | 破 損  | 隻     |     |          |  |
| 人          |          |      | 計      | 隻                         |        |      |       |     |          |  |
| 人          |          |      | 漁港施設   | 箇所                        |        |      |       |     |          |  |
|            |          |      | 共同利用施設 | 箇所                        |        |      |       |     |          |  |
| ③ 非住家被害    | 全壊       | 公共建物 | 棟      |                           | その他施設  | 箇所   |       |     |          |  |
|            |          | その他  | 棟      |                           | 漁具（網）  | 件    |       |     |          |  |
|            | 半壊       | 公共建物 | 棟      |                           | 水産製品   | 件    |       |     |          |  |
|            |          | その他  | 棟      |                           | その他    | 件    |       |     |          |  |
|            | 計        | 公共建物 | 棟      |                           | 計      |      |       |     |          |  |
|            | その他      | 棟    |        |                           |        |      |       |     |          |  |
| ④ 農業被害     | 農地       | 田    | 流出・埋没  | ha                        | ⑦ 林業被害 | 道有林  | 林 地   | 箇所  |          |  |
|            |          |      | 冠水     | ha                        |        |      | 治山施設  | 箇所  |          |  |
|            |          | 畑    | 流出・埋没  | ha                        |        |      | 林 道   | 箇所  |          |  |
|            |          |      | 冠水     | ha                        |        |      | 林 産 物 | 箇所  |          |  |
|            | 農作物      | 田    | ha     | そ の 他                     |        |      | 箇所    |     |          |  |
|            |          | 畑    | ha     | 小 計                       |        |      | 箇所    |     |          |  |
|            | 農業用施設    | 箇所   |        | 一般民有林                     |        | 林 地  | 箇所    |     |          |  |
|            | 共同利用施設   | 箇所   |        | 治山施設                      |        | 箇所   |       |     |          |  |
|            | 営農施設     | 箇所   |        | 林 道                       |        | 箇所   |       |     |          |  |
|            | 畜産被害     | 箇所   |        | 林 産 物                     |        | 箇所   |       |     |          |  |
|            | その他      | 箇所   |        | そ の 他                     |        | 箇所   |       |     |          |  |
|            |          |      |        | 小 計                       |        | 箇所   |       |     |          |  |
|            | 計        |      |        | 計                         |        | 箇所   |       |     |          |  |

| 項 目                                                                                                                                                                                                                                        |               |         | 件数等 | 被害金額(千円) | 項 目              |           |      | 件数等 | 被害金額(千円) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|-----|----------|------------------|-----------|------|-----|----------|
| ⑧<br>衛生<br>被害                                                                                                                                                                                                                              | 水 道           | 箇所      |     |          | ⑪社会教育施設被害        |           | 箇所   |     |          |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 病 院           | 公 立     | 箇所  |          | ⑫社会福             |           | 公 立  | 箇所  |          |
|                                                                                                                                                                                                                                            |               | 個 人     | 箇所  |          | 祉施設等             |           | 法 人  | 箇所  |          |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 清掃施設          | 一般廃棄物処理 | 箇所  |          | 被害               |           | 計    | 箇所  |          |
|                                                                                                                                                                                                                                            |               | し尿処理    | 箇所  |          |                  |           |      |     |          |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 火 葬 場         | 箇所      |     |          |                  |           |      |     |          |
| 計                                                                                                                                                                                                                                          | 箇所            |         |     |          |                  |           |      |     |          |
| ⑨<br>商工<br>被害                                                                                                                                                                                                                              | 商 業           | 件       |     |          | ⑬<br>そ<br>の<br>他 | 鉄道不通      | 箇所   |     | —        |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 工 業           | 件       |     |          |                  | 鉄道施設      | 箇所   |     |          |
|                                                                                                                                                                                                                                            | そ の 他         | 件       |     |          |                  | 被害船舶(漁船等) | 隻    |     |          |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 計             | 件       |     |          |                  | 空 港       | 箇所   |     |          |
| ⑩<br>公立<br>文教<br>施設<br>被害                                                                                                                                                                                                                  | 小 学 校         | 箇所      |     |          |                  | 水 道       | 戸    |     | —        |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 中 学 校         | 箇所      |     |          |                  | 電 話       | 回線   |     | —        |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 高 校           | 箇所      |     |          |                  | 電 気       | 戸    |     | —        |
|                                                                                                                                                                                                                                            | その他文教施設       | 箇所      |     |          |                  | ガ ス       | 戸    |     | —        |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 計             | 箇所      |     |          |                  | ブロック塀等    | 箇所   |     | —        |
|                                                                                                                                                                                                                                            |               |         |     |          |                  | 都市施設      | 箇所   |     |          |
|                                                                                                                                                                                                                                            |               |         |     |          |                  |           |      |     |          |
| 公共施設被害市町村数                                                                                                                                                                                                                                 |               |         |     | 団体       | 被 害 総 額          |           |      |     |          |
| り災害世帯数                                                                                                                                                                                                                                     |               |         |     | 世帯       | 火災               | 建 物       | 件    |     |          |
| り災害者数                                                                                                                                                                                                                                      |               |         |     | 人        | 発生               | 危 険 物     | 件    |     |          |
| 消防職員出動延人数                                                                                                                                                                                                                                  |               |         |     | 人        | 消防団員出動延人数        |           | 人    |     |          |
| 災害対<br>策本部<br>の設置<br>状況                                                                                                                                                                                                                    | 道（総合振興局又は振興局） |         |     |          |                  |           |      |     |          |
|                                                                                                                                                                                                                                            | 市町村名          | 名 称     |     |          |                  | 設置日時      | 廃止日時 |     |          |
|                                                                                                                                                                                                                                            |               |         |     |          |                  |           |      |     |          |
| 災害救<br>助法適<br>用市町<br>村名                                                                                                                                                                                                                    |               |         |     |          |                  |           |      |     |          |
| 補足資料（※別葉で報告）<br>○災害発生場所<br>○災害発生年月日<br>○災害の種類概況<br>○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意<br>○応急対策の状況<br>・避難の勧告・指示の状況<br>・避難所の設置状況<br>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況<br>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況<br>・自衛隊の派遣要請、出動状況<br>・災害ボランティアの活動状況     ほか |               |         |     |          |                  |           |      |     |          |

| 被害区分      |         | 判 断 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>人的被害 | 死 者     | <p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>                                  |
|           | 災害関連死   | <p>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</p>                                                                                                                 |
|           | 行方不明    | <p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>                                                                                                                                                                                                          |
|           | 重 傷 者   | <p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>                                                                                                                                                                                      |
|           | 軽 傷 者   | <p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>                                                                                                                                                                                      |
| ②<br>住家被害 | 住 家     | <p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>                                           |
|           | 世 帯     | <p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>                                                                                                                                      |
|           | 全 壊     | <p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のももの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p> |
|           | 半 壊     | <p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のももの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のももの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>                                |
|           | 一 部 破 損 | <p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のももの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>                                                                                                                                  |

| 被害区分    |         | 判 断 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 住家被害  | 床 上 浸 水 | 住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。<br>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。                                                                                                                                                     |
|         | 床 下 浸 水 | 住家が床上浸水に達しないもの。<br>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。                                                                                                                                                                                                         |
| ③ 非住家被害 | 非 住 家   | 非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。<br>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。<br>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。<br>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。<br>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。<br>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。 |
| ④ 農業被害  | 農 地     | 農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。<br>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。<br>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。<br>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。                              |
|         | 農 作 物   | 農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。<br>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。<br>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。<br>(3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。                                                                                               |
|         | 農業用施設   | 頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                                                                                                                                                           |
|         | 共同利用施設  | 農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                                                                                                            |
|         | 営農施設    | 農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                                                                                                                                                        |
|         | 畜産被害    | 施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。                                                                                                                                                                                                                                                              |
|         | そ の 他   | 上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。                                                                                                                                                                                                                                                       |
|         | 河 川     | 河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                                                                                                                                   |
| ⑤ 土木被害  | 海 岸     | 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                                                                                                                                            |
|         | 砂 防 設 備 | 砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                                                                                                                                 |

| 被害区分      |            | 判 断 基 準                                                                                                                               |
|-----------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤<br>土木被害 | 地すべり防止施設   | 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                       |
|           | 急傾斜地崩壊防止施設 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                         |
|           | 道 路        | 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                               |
|           | 橋 梁        | 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                     |
|           | 港 湾        | 港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。                                                                                      |
|           | 漁 港        | 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                   |
|           | 下 水 道      | 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                           |
| ⑥<br>水産被害 | 公 園        | 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                         |
|           | 漁 船        | 動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。<br>(1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。<br>(2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。                 |
|           | 漁港施設       | 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。<br>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。                                                                    |
|           | 共同利用施設     | 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。<br>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
|           | その他施設      | 上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。<br>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。                                                                              |
|           | 漁具（網）      | 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。<br>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。                                                                                     |
|           | 水産製品       | 加工品、その他の製品をいう。<br>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。                                                                       |
| ⑦<br>林業被害 | 林 地        | 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                                 |
|           | 治山施設       | 既設の治山施設等をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                                          |
|           | 林 道        | 林業経営基盤整備の施設道路をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                                     |
|           | 林 産 物      | 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。<br>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。                                                           |
|           | そ の 他      | 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。<br>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。                                                                 |

| 被害区分        |                | 判 断 基 準                                                                                                          |
|-------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧ 衛生被害      | 水 道            | 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                         |
|             | 病 院            | 病院、診療所、助産所等をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                  |
|             | 清 掃 施 設        | ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                         |
|             | 火 葬 場          | 火葬場をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                          |
| ⑨ 商工被害      | 商 業            | 商品、原材料等をいう。<br>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。                                                     |
|             | 工 業            | 工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。<br>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。                                    |
| ⑩ 公立学校施設被害  |                | 公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。<br>(私学関係はその他の項目で扱う。)<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                         |
| ⑪ 社会教育施設被害  |                | 図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                            |
| ⑫ 社会福祉施設等被害 |                | 老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。     |
| ⑬ その他       | 鉄道不通           | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。                                                                                        |
|             | 鉄道施設           | 線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                               |
|             | 被害船舶<br>(漁船除く) | ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
|             | 空 港            | 空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                 |
|             | 水道(戸数)         | 上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。                                                                                 |
|             | 電話(戸数)         | 災害により通話不能となった電話の回線数をいう。                                                                                          |
|             | 電気(戸数)         | 災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。                                                                                      |
|             | ガス(戸数)         | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。                                                                             |
|             | ブロック塀等         | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                            |
|             | 都市施設           | 街路等の都市施設をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                                                     |
|             |                | 上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。                                                                                      |

## 5-2-2 「直接即報基準」に該当する火災・災害等

火災・災害等即報要領(令和元年6月改正)

|        |                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 即報基準   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「即報基準」に該当する災害が発生した場合または災害が発生するおそれが著しく大きい場合は、当該災害が地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告。</li> <li>・「即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を調整して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告。</li> </ul> |
| 直接即報基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「直接即報基準」に該当する火災・災害が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告。(消防庁長官から要請があった場合は、市町村は第1報後も引き続き消防庁に対して行う)</li> </ul>                                                                     |

| 火 災 等                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           | 即報基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 直接即報基準 |
| 一般基準                                          | 1) 死者が3人以上生じたもの<br>2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの<br>3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの                                                                                                                                                                                                                                               |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| 個別基準                                          | 火災                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 建物火災 | a 特定防火対象物で死者の発生した火災                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      | b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      | c 大使館・領事館、国指定重要文化財の火災                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      | d 特定違反対象物の火災                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
|                                               | e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 同 左  |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| f 他の建築物への延焼10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| g 損害額1億円以上と推定される火災                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| 林野火災                                          | a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| b 空中消火を要請又は実施したもの                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| 交通機関の火災                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      | a 航空機火災                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| b タンカー火災                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| d トンネル内車両火災                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| e 列車火災                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| その他                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      | 上記のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等(例示)<br>消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| 石油コンビナート等特別防災区域内の事故                           | a 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故(例示)<br>危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故                                                                                                                                                                                                                                     |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| b 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| c 特定事業所内の火災(a以外のもの。)                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| 危険物等に係る事故                                     | 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)<br>a 死者(交通事故によるものを除く。 )又は行方不明者が発生したもの<br>b 負傷者が5名以上発生したもの<br>c 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの<br>d 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故<br>e 海上、河川への危険物等流出事故<br>f 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故 |      |                                                           | a 死者(交通事故によるものを除く。 )又は行方不明者が発生したもの<br>b 負傷者が5名以上発生したもの<br>c 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの<br>d 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの<br>・ 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの<br>・ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等<br>e 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの<br>f 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災 |        |



| 火 災 等   |          |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                         |
|---------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 即報基準    |          |                                                                                                                                                                                                                                                                   | 直接即報基準                                                                  |
| 個別基準    | 原子力災害等   | a 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの<br>b 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの<br>c 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの<br>d 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの | 同 左                                                                     |
|         | その他特定の事故 | 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの                                                                                                                                                                                                                      |                                                                         |
| 社会的影響基準 |          | 一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。                                                                                                                                                                                                 | 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。) |

| 救急・救助事故                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 即報基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  | 直接即報基準                                                                                                                                                                                        |
| a 死者5人以上の救急事故<br>b 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故<br>c 要救助者が5人以上の救助事故<br>d 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故<br>e 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故<br>f 消防職員及び消防団員の救出・救助活動に伴う重大事故<br>g 自衛隊に災害派遣を要請したもの<br>h 上記aからhに該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)<br>(例示)<br>1) 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故<br>2) バスの転落による救急・救助事故<br>3) ハイジャックによる救急・救助事故<br>4) 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故<br>5) 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故 |  |  | 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの<br>a 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故<br>b バスの転落等による救急・救助事故<br>c ハイジャックによる救急・救助事故<br>d 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故<br>e その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの |

| 武力攻撃災害                                                                                                                 |  |  |        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--------|
| 即報基準                                                                                                                   |  |  | 直接即報基準 |
| a 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害<br>b 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 |  |  | 同 左    |

| 災 害  |                                                                                                                                                                               |                                                       |                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 即報基準 |                                                                                                                                                                               |                                                       | 直接即報基準                                                                                        |
| 一般基準 | a 災害救助法の適用基準に合致するもの<br>b 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの<br>c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生しているもの<br>d 大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの<br>e 自衛隊に災害派遣を要請したもの |                                                       | a 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)<br>b 即報基準の「津波」、「風水害」及び「火山災害」のうち、死者又は行方不明者が生じたもの |
|      | 個別基準                                                                                                                                                                          | a 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの<br>b 人的被害又は住家被害を生じたもの |                                                                                               |

| 災 害  |         |                                                                                                                       |        |
|------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 即報基準 |         |                                                                                                                       | 直接即報基準 |
| 個別基準 | 津 波     | a 津波警報又は津波注意報が発表されたもの<br>b 人的被害又は住家被害を生じたもの                                                                           |        |
|      | 風水害     | a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの<br>b 洪水、浸水、河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの<br>c 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの |        |
|      | 雪 害     | a 積雪、雪崩等により人的被害又は住家被害を生じたもの<br>b 積雪、道路の凍結、雪崩等により孤立集落を生じたもの                                                            |        |
|      | 火山災害    | a 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの<br>b 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの                                                                   |        |
|      | 社会的影響基準 | 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。                                                     |        |

5-2-3 通報者からの情報受理書

|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 区 分     | 災 害 情 報                                      |
| 受理日時    | 年 月 日 時 分 (対応者 )                             |
| 通報者     | 氏名<br>連絡先                                    |
| 内 容     | ①いつ<br>②どこで<br>③何で（誰が）<br>④何が（どうした）<br>⑤状況など |
| 対策の指示内容 |                                              |
|         |                                              |

## 5-2-4 地区別情報連絡責任者一覧

| 区 域   | 連 絡 責 任 者 | 連 絡 方 法 |      |        |
|-------|-----------|---------|------|--------|
|       |           | 第1系統    | 第2系統 | 第3系統   |
| 湯ノ岱   | 湯ノ岱町内会長   | 固定電話    | 携帯電話 | 徒歩・車両等 |
| 宮越    | 宮越町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 早瀬    | 早瀬町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 桂岡    | 桂岡町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 小森    | 小森町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 豊田    | 豊田町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 中須田   | 中須田町内会長   | 〃       | 〃    | 〃      |
| 新村    | 新村町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 大留    | 大留町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 北村・内郷 | 北村町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 向浜    | 向浜町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 中央区   | 中央区町内会長   | 〃       | 〃    | 〃      |
| 上ノ国   | 上ノ国町内会長   | 〃       | 〃    | 〃      |
| 原歌    | 原歌町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 大崎    | 大崎町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 木ノ子   | 木ノ子町内会長   | 〃       | 〃    | 〃      |
| 扇石    | 扇石町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 汐吹    | 汐吹町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 石崎    | 石崎町内会長    | 〃       | 〃    | 〃      |
| 小砂子   | 小砂子町内会長   | 〃       | 〃    | 〃      |

5-5-1 避難カード及び記入例

【避難カード】

|                                                   |        |     |  |
|---------------------------------------------------|--------|-----|--|
| 世帯主名                                              |        | 他 名 |  |
| 避難しました                                            |        |     |  |
| 避難先                                               | (住所: ) |     |  |
| 避難先電話番号<br>(又は携帯電話番号)                             |        |     |  |
| 本カードは、災害時に自主的に避難をしようとする場合、玄関等の見やすい場所に表示しておいてください。 |        |     |  |

【避難カード記入例】

|                                                   |                                           |       |  |       |  |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------|--|-------|--|
| 世帯主名                                              |                                           | 山田 太郎 |  | 他 3 名 |  |
| 避難しました                                            |                                           |       |  |       |  |
| 避難先                                               | 山田 次郎<br>(住所: 上ノ国町字〇〇 )                   |       |  |       |  |
| 避難先電話番号<br>(又は携帯電話番号)                             | 0139 - × × - 〇〇〇〇<br>090 - × × × × - 〇〇〇〇 |       |  |       |  |
| 本カードは、災害時に自主的に避難をしようとする場合、玄関等の見やすい場所に表示しておいてください。 |                                           |       |  |       |  |

## 避難者世帯名簿

|                    |          |             |                                   |
|--------------------|----------|-------------|-----------------------------------|
| 入所時記入              |          | 避難所名        |                                   |
| 入所年月日              | 年 月 日    | 町内会名        |                                   |
| 自宅住所               | 〒        |             |                                   |
| 電話番号               |          | 自宅の<br>被害状況 | 全壊・半壊・一部損壊・浸水・断水<br>・停電・電話不通・ガス停止 |
| 安否確認があった<br>際の情報提供 | 公開 / 非公開 |             |                                   |

【ご家族の状況】（ / ）※家族が多く複数枚にわたる場合に記入

|                   | ふりがな<br>氏 名 | 年齢 | 続柄 | 性別 | 職業<br>(学年) | 要配慮の有無<br>内 容 ※1 | 入所時の<br>健康状態 |
|-------------------|-------------|----|----|----|------------|------------------|--------------|
| 世帯<br>代表          |             |    |    | 男  |            | 有 ・ 無            | □良 □不良       |
|                   |             |    |    | 女  |            |                  | 体温: °C       |
| ご家族<br>同居人<br>ペット | (携帯Tel: )   |    |    | 男  |            | 有 ・ 無            | □良 □不良       |
|                   |             |    |    | 女  |            |                  | 体温: °C       |
|                   | (携帯Tel: )   |    |    | 男  |            | 有 ・ 無            | □良 □不良       |
|                   |             |    |    | 女  |            |                  | 体温: °C       |
|                   | (携帯Tel: )   |    |    | 男  |            | 有 ・ 無            | □良 □不良       |
|                   |             |    |    | 女  |            |                  | 体温: °C       |
|                   | (携帯Tel: )   |    |    | 男  |            | 有 ・ 無            | □良 □不良       |
|                   |             |    |    | 女  |            |                  | 体温: °C       |
|                   | (携帯Tel: )   |    |    | 男  |            | 有 ・ 無            | □良 □不良       |
|                   |             |    |    | 女  |            |                  | 体温: °C       |
|                   | (携帯Tel: )   |    |    | 男  |            | 有 ・ 無            | □良 □不良       |
|                   |             |    |    | 女  |            |                  | 体温: °C       |

※1) 病気・ケガ、妊産婦、乳幼児、障がい者(身体・知的・精神)、要介護、医療機器、アレルギー、外国人 等

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 退所時記入                 |         |
| 退所年月日                 | 年 月 日   |
| 転 出 先<br>□自宅<br>□その他➡ | 〒 (☎: ) |
| 備 考 欄                 |         |

※避難所運営委員会記載欄

| 在所の状況       | 要配慮者の状況    | 避難者台帳番号 |
|-------------|------------|---------|
| □避難所に入所     | □福祉避難所への移動 |         |
| □在宅でサービスを受領 | □福祉避難所への移動 |         |
| □車中泊        |            |         |

## 避難所設置及び受入状況

| 避難所の名称 | 種別   | 開設期間            | 実人数 | 延人数 | 備考 |
|--------|------|-----------------|-----|-----|----|
|        |      | 月 日<br>～<br>月 日 |     |     |    |
|        |      | 月 日<br>～<br>月 日 |     |     |    |
|        |      | 月 日<br>～<br>月 日 |     |     |    |
|        |      | 月 日<br>～<br>月 日 |     |     |    |
|        |      | 月 日<br>～<br>月 日 |     |     |    |
|        |      | 月 日<br>～<br>月 日 |     |     |    |
|        |      | 月 日<br>～<br>月 日 |     |     |    |
|        |      | 月 日<br>～<br>月 日 |     |     |    |
|        |      | 月 日<br>～<br>月 日 |     |     |    |
| 計      | 既存建物 |                 |     |     |    |
|        | 野外仮設 |                 |     |     |    |
|        | 天幕   |                 |     |     |    |

注1 本様式は、避難所受入台帳(様式8)の集計用として作成すること。

2 「種別」欄は、既存建物、野外仮設の別に記入すること。

3 他市町村の住民を受け入れたときは、その住所、氏名及び受入期間を「備考」欄に記入すること。

4 本様式は、救助法の適用時にはその事務処理のために用いること。

## 避難所受入台帳

避難所名：\_\_\_\_\_

| 確 認 月 日 | 現在の<br>受入人数 | 増 減     | 管理責任者名 | 備 考 |
|---------|-------------|---------|--------|-----|
| 月 日     | 世帯<br>人     | —       |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |
| 月 日     | 世帯<br>人     | 世帯<br>人 |        |     |

注1 開設避難所ごとに記入すること。

2 「現在の受入人数」欄、「増減」欄は、避難所状況報告書（様式7-1、7-2）を確認（または聞き取り）して記入すること。

3 他市町村の住民を受け入れたときは、その住所、氏名及び受入期間を「備考」欄に記入すること。



### 5-7-1 自衛隊災害派遣要請文の様式

第 号  
令和 年 月 日

北海道知事（檜山振興局長）様

上ノ国町長

#### 災害派遣の要請について

標記のことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

#### 記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

※ ヘリコプターの場合、添乗者の職、氏名、年齢、職業、続柄等を記入すること。

## 5-7-2 自衛隊災害派遣撤収要請文の様式

|                |    |    |   |    |                        |
|----------------|----|----|---|----|------------------------|
|                |    | 第  |   |    | 号                      |
|                |    | 令和 | 年 | 月  | 日                      |
| 北海道知事（檜山振興局長）様 |    |    |   |    |                        |
| 上ノ国町長          |    |    |   |    |                        |
| 災害派遣撤収要請について   |    |    |   |    |                        |
| 令和             | 年  | 月  | 日 | 付け | をもって要請を依頼した災害派遣については、  |
|                |    |    |   |    | なので、下記の日時をもって撤収を依頼します。 |
| 記              |    |    |   |    |                        |
| 撤収要請日時         | 令和 | 年  | 月 | 日  | 時 分                    |

## 5-9-1 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

### (1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用し、行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

### (2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

### (3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

|                                                                                                          |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----|--|-----------------------------------------------------------|--|--------------------------|--|------------------------------------------------------------|--|--------|--|
| 要請日時                                                                                                     |  | 令和                                                                                                                       |  | 年  |  | 月                                                         |  | 日                        |  | 時                                                          |  | 分      |  |
| 1 要請市町村名                                                                                                 |  |                                                                                                                          |  | 電話 |  |                                                           |  | F A X                    |  |                                                            |  |        |  |
| 担当課・職・氏名                                                                                                 |  |                                                                                                                          |  | 職名 |  |                                                           |  | 氏名                       |  |                                                            |  |        |  |
| 2 依頼病院名                                                                                                  |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  | 電話                       |  |                                                            |  |        |  |
| 所在地                                                                                                      |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  | F A X                    |  |                                                            |  |        |  |
| 担当医師名・科名                                                                                                 |  |                                                                                                                          |  |    |  | 科                                                         |  | 担当課                      |  | 氏名                                                         |  |        |  |
| 3 受入病院名                                                                                                  |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  | 電話                       |  |                                                            |  |        |  |
| 所在地                                                                                                      |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  | F A X                    |  |                                                            |  |        |  |
| 担当医師名・科名                                                                                                 |  |                                                                                                                          |  |    |  | 科                                                         |  | 直通内線番号                   |  |                                                            |  |        |  |
| 受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                           |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
| 4 患者氏名                                                                                                   |  | 生年月日                                                                                                                     |  | 年  |  | 月                                                         |  | 日                        |  | 歳                                                          |  |        |  |
|                                                                                                          |  | 体 重                                                                                                                      |  | kg |  | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女     |  | 職業                       |  |                                                            |  |        |  |
| 住 所                                                                                                      |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  |                          |  | 感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 |  |        |  |
| 病 名                                                                                                      |  |                                                                                                                          |  |    |  | <input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： |  | 月                        |  | 日                                                          |  |        |  |
| 経 過                                                                                                      |  |                                                                                                                          |  |    |  | 血圧：                                                       |  | mmHg                     |  | 脈拍：                                                        |  | 回/分    |  |
|                                                                                                          |  |                                                                                                                          |  |    |  | 呼吸：                                                       |  | 回/分                      |  | 体温：                                                        |  | ℃      |  |
|                                                                                                          |  |                                                                                                                          |  |    |  | 意識レベル(JCS)：                                               |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
| 航空機による搬送が必要な理由                                                                                           |  | <input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 |  |    |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
|                                                                                                          |  | ( 主な理由：                                                                                                                  |  |    |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
| 気圧変化                                                                                                     |  | <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り                                                              |  | (  |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
| 5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)                                                                                  |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
| <input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)                                                    |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
| <input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)                                                                  |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
| 6 付添搭乗者                                                                                                  |  | 氏 名                                                                                                                      |  | 性別 |  | 年 齢                                                       |  | 体 重                      |  | そ の 他                                                      |  |        |  |
| 医 師                                                                                                      |  |                                                                                                                          |  |    |  | 歳                                                         |  | kg                       |  | <input type="checkbox"/> 研修医(理由：)                          |  |        |  |
| 看護師                                                                                                      |  |                                                                                                                          |  |    |  | 歳                                                         |  | kg                       |  |                                                            |  |        |  |
| 付添人                                                                                                      |  |                                                                                                                          |  |    |  | 歳                                                         |  | kg                       |  | 続柄：                                                        |  |        |  |
| 医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
| 7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等                                                                                 |  |                                                                                                                          |  |    |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |
| 資 機 材 名                                                                                                  |  | 有                                                                                                                        |  | 数量 |  | 総重量                                                       |  | 要電源                      |  | 特 記 事 項                                                    |  |        |  |
| ①点滴                                                                                                      |  | <input type="checkbox"/>                                                                                                 |  |    |  | kg                                                        |  | <input type="checkbox"/> |  | <input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 80以上サイズ                   |  | × (cm) |  |
| ②シリンジポンプ                                                                                                 |  | <input type="checkbox"/>                                                                                                 |  |    |  | kg                                                        |  | <input type="checkbox"/> |  |                                                            |  |        |  |
| ③酸素ボンベ                                                                                                   |  | <input type="checkbox"/>                                                                                                 |  |    |  | kg                                                        |  | <input type="checkbox"/> |  |                                                            |  |        |  |
| ④モニター類                                                                                                   |  | <input type="checkbox"/>                                                                                                 |  |    |  | kg                                                        |  | <input type="checkbox"/> |  | <input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他  |  |        |  |
| ⑤保育器                                                                                                     |  | <input type="checkbox"/>                                                                                                 |  |    |  | kg                                                        |  | <input type="checkbox"/> |  | サイズ W × L × H                                              |  | (cm)   |  |
| ⑥人工呼吸器                                                                                                   |  | <input type="checkbox"/>                                                                                                 |  |    |  | kg                                                        |  | <input type="checkbox"/> |  | サイズ W × L × H                                              |  | (cm)   |  |
| ⑦救急バック                                                                                                   |  | <input type="checkbox"/>                                                                                                 |  |    |  | kg                                                        |  | <input type="checkbox"/> |  |                                                            |  |        |  |
| ⑧その他                                                                                                     |  | <input type="checkbox"/>                                                                                                 |  |    |  | kg                                                        |  | <input type="checkbox"/> |  |                                                            |  |        |  |
| 引継場所                                                                                                     |  | 依頼病院：                                                                                                                    |  |    |  |                                                           |  |                          |  | メモ                                                         |  |        |  |
| (現地離着陸場)                                                                                                 |  | 受入病院：                                                                                                                    |  |    |  |                                                           |  |                          |  |                                                            |  |        |  |

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住所

氏名



## 誓 約 書

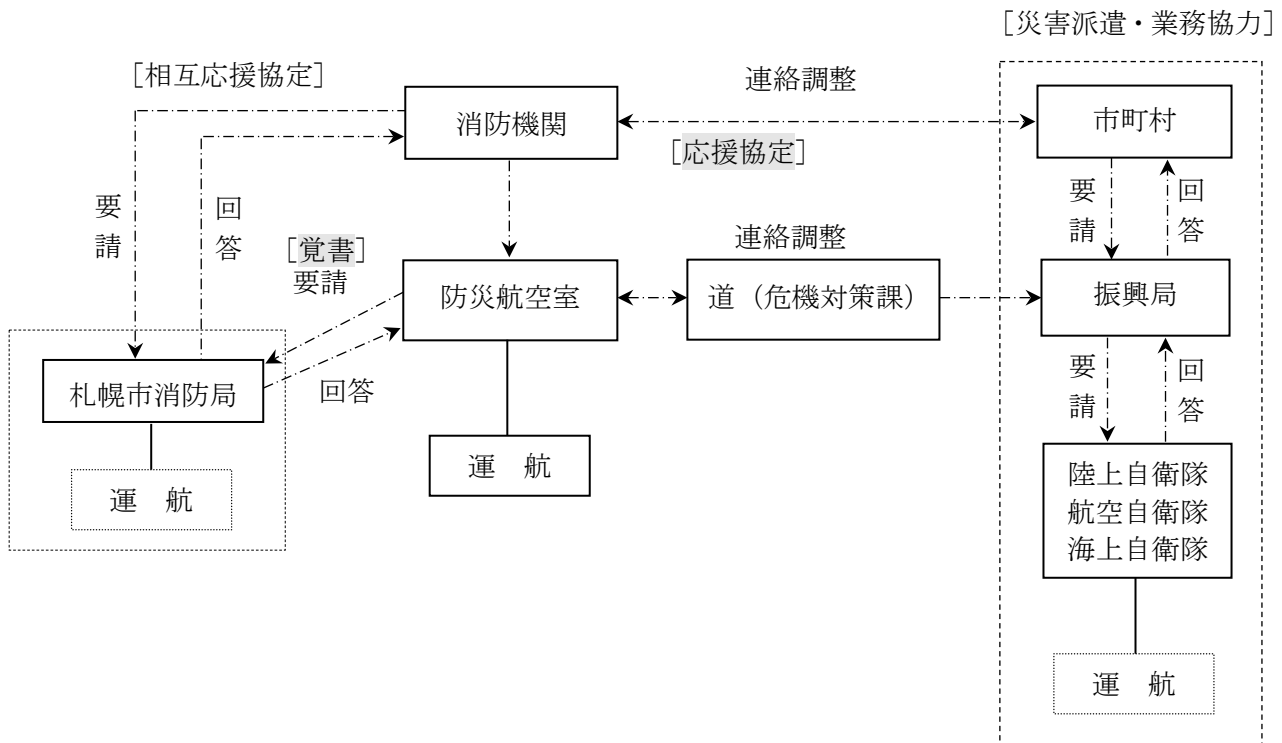
私は、このたびあなたの管理する航空機に搭乗することになりましたので、次の事項を  
誓約いたします。

### 記

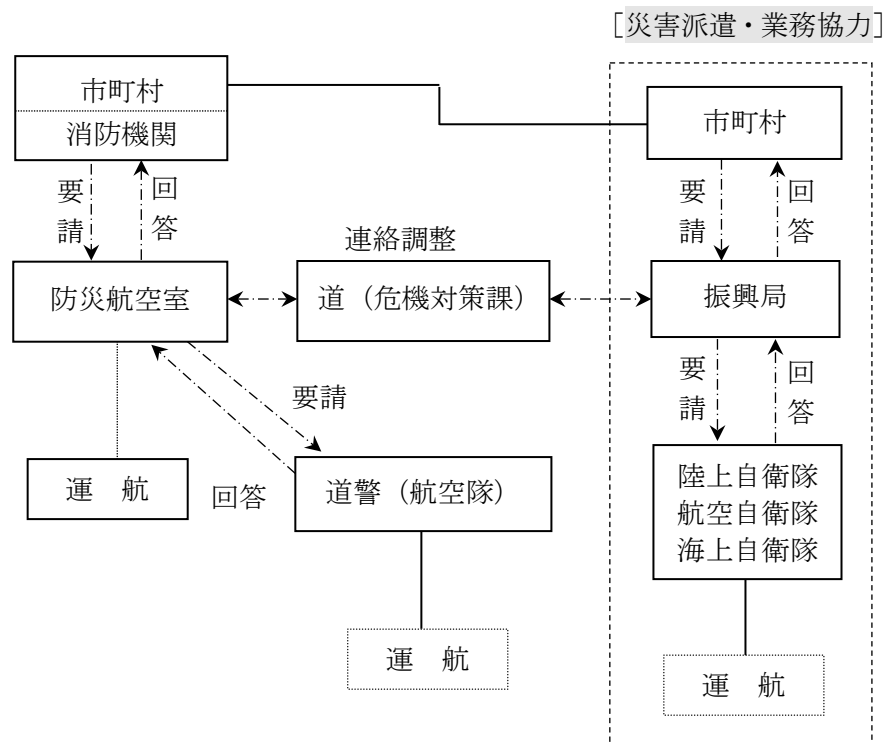
- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において  
責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際しては、すべてあなたの指示に従います。

### 5-9-2 北海道消防防災ヘリコプターの運航系統

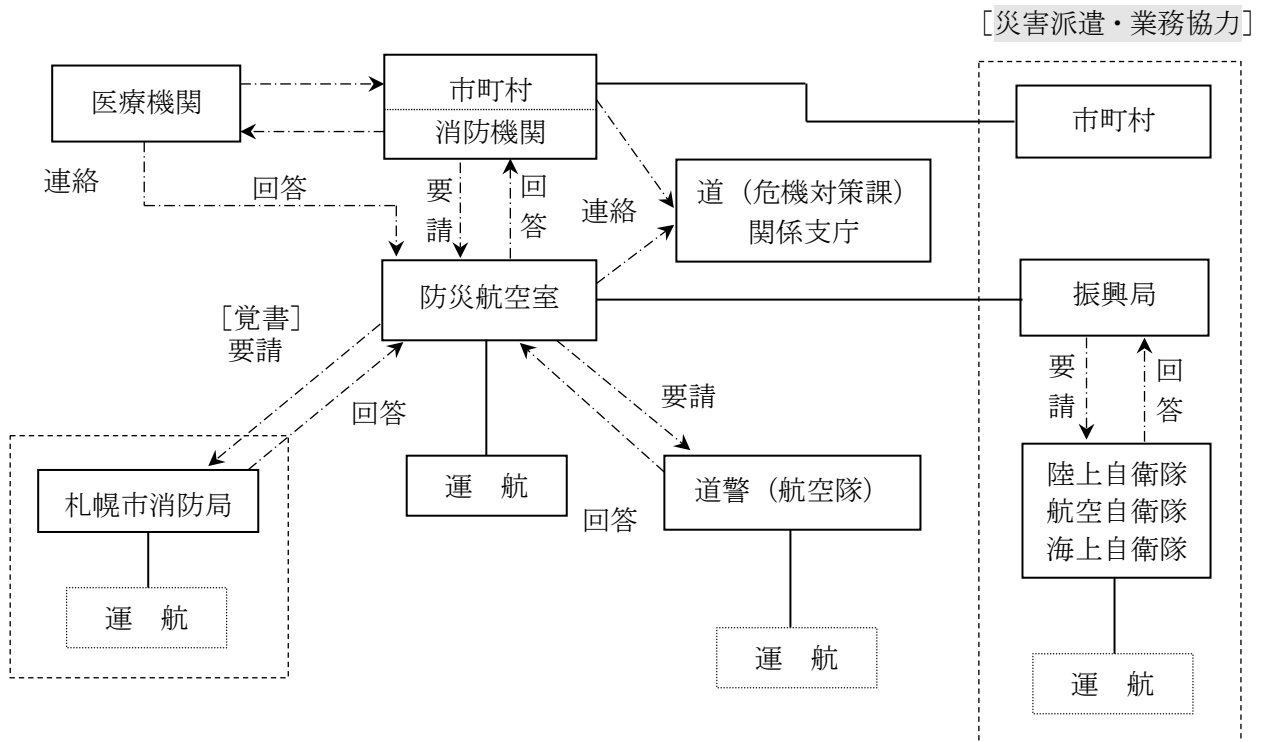
### ◇消防関係業務



### ◇防災関係業務



### ◇救急患者の搬送





### 5-9-3 ヘリコプターの離着陸場所

| 離着陸可能場所      | 所在地           | 著名地点からの<br>方向及び距離    | 広さ<br>(m×m) | 施設管理者<br>(電話番号)        |
|--------------|---------------|----------------------|-------------|------------------------|
| 旧湯ノ岱小学校グラウンド | 上ノ国町字243-4    | 上ノ国町役場から東南<br>16.2km | 100×60      | 湯ノ岱小学校<br>(56-3004)    |
| 河北小学校グラウンド   | 上ノ国町字中須田920-6 | 上ノ国町役場から東南<br>4.2km  | 50×80       | 河北小学校<br>(55-2151)     |
| 上ノ国高等学校グラウンド | 上ノ国町字大留351    | 上ノ国町役場から北東<br>0.7km  | 150×150     | 上ノ国高等学校<br>(55-3766)   |
| 上ノ国中学校グラウンド  | 上ノ国町字勝山39     | 上ノ国町役場から南東<br>0.5km  | 180×110     | 上ノ国中学校<br>(55-2028)    |
| 上ノ国小学校グラウンド  | 上ノ国町字大留70     | 上ノ国町役場から西南<br>0.3km  | 100×80      | 上ノ国小学校<br>(55-2009)    |
| 上ノ国町民球技場     | 上ノ国町字大留45-1   | 上ノ国町役場から西北<br>0.4km  | 90×90       | 上ノ国町教育委員会<br>(55-2230) |
| 滝沢小学校グラウンド   | 上ノ国町字木ノ子192   | 上ノ国町役場から西南<br>7.0km  | 50×80       | 滝沢小学校<br>(55-5004)     |
| 旧早川小学校グラウンド  | 上ノ国町字石崎265    | 上ノ国町役場から西南<br>13.2km | 80×80       | 早川小学校<br>(59-2343)     |
| 上ノ国町スポーツセンター | 上ノ国町字大留109-2  | 上ノ国町役場から南西<br>0.1km  | 60×69       | 上ノ国町教育委員会<br>(55-2230) |
| ハンノキ地区緑地公園   | 上ノ国町字新村375    | 上ノ国町役場から南東<br>1.0km  | 76×63       | 施設課<br>(55-2311)       |
| 上ノ国もんじゅ      | 上ノ国町字原歌3      | 上ノ国町役場から北西<br>2.3km  | 30×30       | 上ノ国町観光協会<br>(55-3955)  |

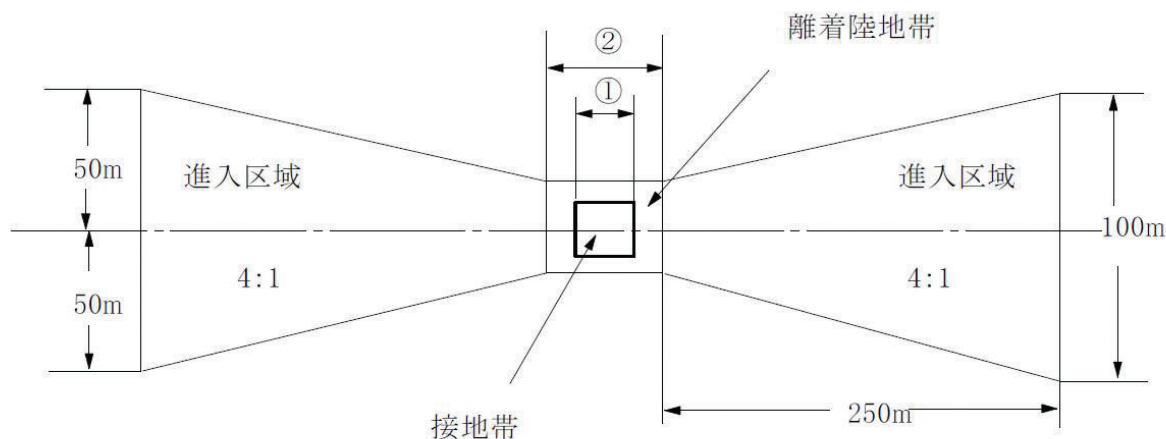
# **場外離着陸場の設定要件(回転翼／防災対応)**

|                    |                                                                                                     |                                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 離着陸<br>地 帯         | 仮想帯                                                                                                 | 15mの高さを限度とする                                                                                        |
|                    | 長さ及び幅                                                                                               | ① 航空機の全長(17.1m=18m)に20mを加えた値以上<br>② 航空機の全長が20m以上の航空機については、<br>全長の2倍とする。                             |
|                    | 表面                                                                                                  | 接地帯を除き約30cmをJ限度として、できる限り平坦であること                                                                     |
|                    | 接地帯                                                                                                 | ① 長さ及び幅は、使用機の全長以上であること。<br>② 表面は、十分に平坦であり最大縦断こう配及び<br>最大横断こう配は、5%未満であること<br>③ 使用機の運航に十分耐え得る強度を有すること |
| 進入区域<br>及び<br>進入表面 | ① 進入経路と出発経路が同一方向にできない場合は、進入方向交<br>差角を90度以上とすることができる。<br>② 進入表面のこう配は4分の1以下とし、同表面の上に出る高さの<br>物件がないこと。 |                                                                                                     |
| 転移表面               | 設定しない。                                                                                              |                                                                                                     |
| その他                | 地面効果外ホバリング重量の95%以下の重量で運航することと規定されて<br>いることから搭載燃料、搭乗人員数に制限を受ける。                                      |                                                                                                     |

## 防災対応の場外離着陸場の基準

平 面 図

別図 2



①接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上とする。

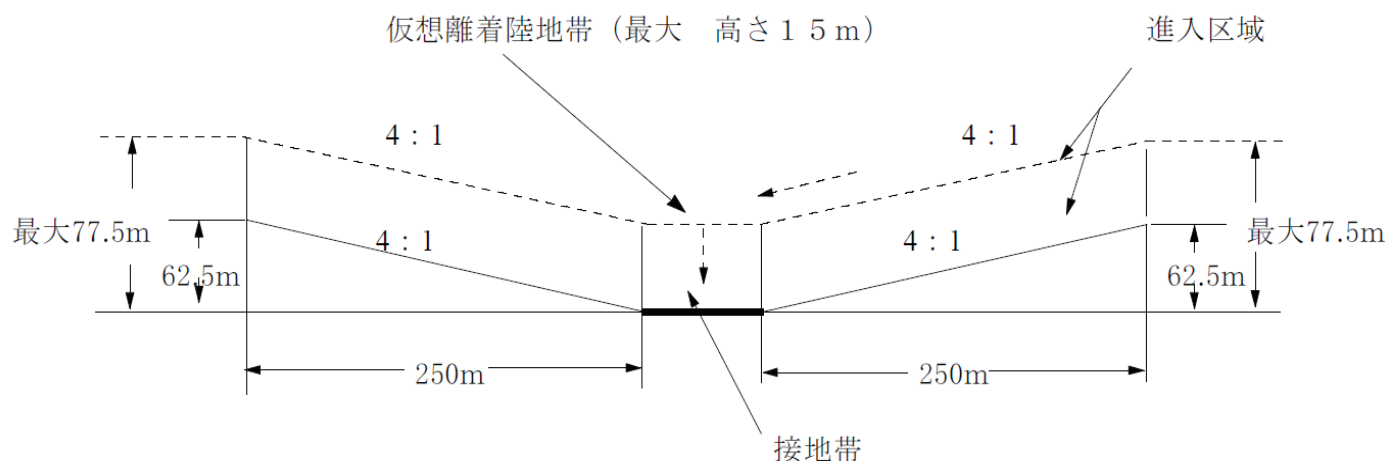
②離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。

「はまなす1」、「はまなす2」  
18m+20m=38m

\* 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。

\*離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合は  
障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空  
に設定することができる。

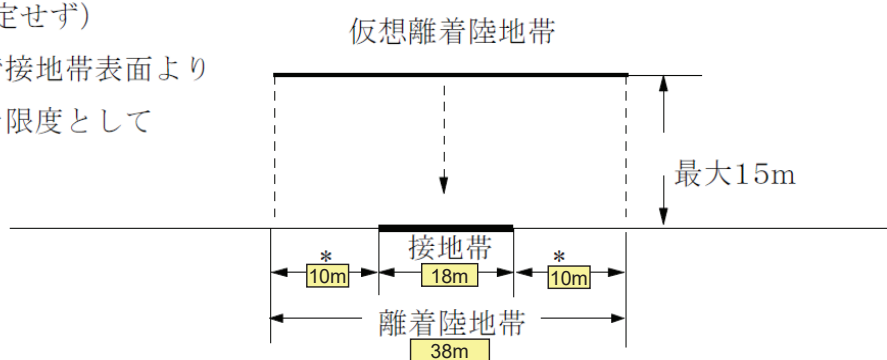
進入表面断面図



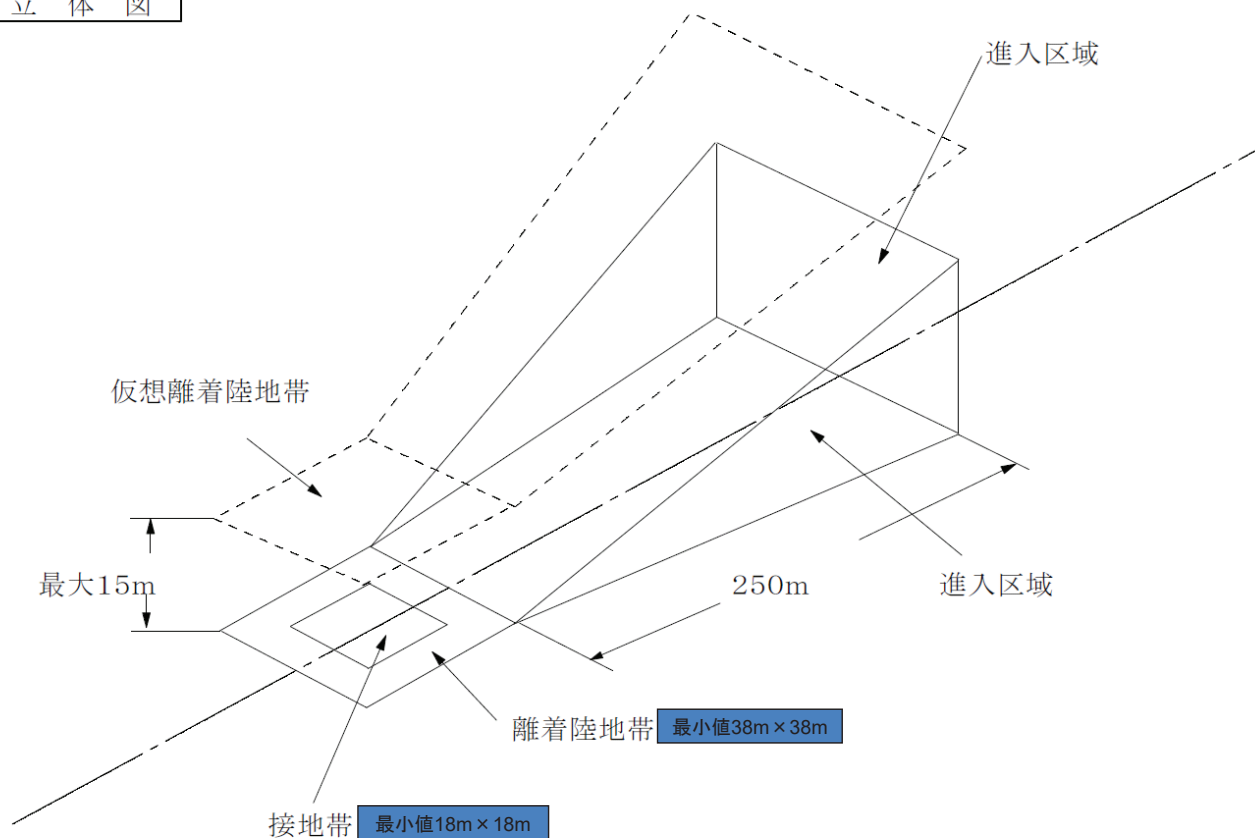
転移表面断面図

(転移表面は設定せず)

\*接地帯の外側で接地帯表面より  
30cm程度を限度として  
平坦な区域



立体図



## 5-11-1 災害医療救護隊（班）出動要請文の様式

第 号

平成 年 月 日

様

上ノ国町医療救護対策本部長

上ノ国町長 印

災害医療救護隊（班）の出動要請について

標記について、災害発生のため、上ノ国町医療救護対策本部を設置しましたので、下記により災害医療救護隊（班）の出動を要請いたします。

記

|            |  |
|------------|--|
| 1 災害発生の日時  |  |
| 2 災害発生場所   |  |
| 3 災害発生原因   |  |
| 4 災害発生状況   |  |
| 5 出動の時期    |  |
| 6 出動の場所    |  |
| 7 出動を要する人員 |  |
| 8 必要な資機材   |  |
| 9 その他必要な事項 |  |

## 5-11-2 災害医療救護隊（班）活動報告文の様式

第 号

平成 年 月 日

上ノ国町医療救護対策本部長

上ノ国町長 様

上ノ国町災害医療救護隊（班）長

印

### 災害医療救護隊（班）の活動報告について

標記について、平成 年 月 日発生 of 災害のため、上ノ国町医療救護対策本部長の要請により出動しました、災害医療救護隊（班）の活動を、下記のとおり報告いたします。

### 記

|                                       |                            |
|---------------------------------------|----------------------------|
| 1 出動の場所                               |                            |
| 2 出動の期間及び時間                           | 平成 年 月 日 時 分から平成 年 月 日 時 分 |
| 3 出動者の種別及び人員                          | 医師 人 看護師 人                 |
| 4 受診者数                                | 死亡 人 重傷 人 中等傷 人 軽傷 人       |
| 5 使用医薬材料、治療材料<br>及び医療器具等の消耗<br>破損等の内容 | 医薬材料金額 金額 円                |
|                                       | 治療材料消耗破損料 金額 円             |
|                                       | 医療器具等消耗、破損料 金額 円           |
|                                       | 金額 円                       |
| 6 医療救護活動の概要                           |                            |
| 7 その他必要な事項                            |                            |

### 5-11-3 北海道（道南）災害拠点病院等一覧

#### (1) 災害拠点病院

| 医療圏名   |       | 医療機関名      | 住 所                 | 電 話          |
|--------|-------|------------|---------------------|--------------|
| 全道域    |       | 札幌医科大学附属病院 | 札幌市中央区南1条西16丁目291番地 | 011-611-2111 |
| 道<br>南 | 南渡島   | 市立函館病院     | 函館市港町1丁目10番1号       | 0138-43-2000 |
|        | 南檜山   | 北海道立江差病院   | 江差町字伏木戸町484番地       | 0139-52-0036 |
|        | 北渡島檜山 | 八雲総合病院     | 八雲町東雲町50番地          | 0137-63-2185 |

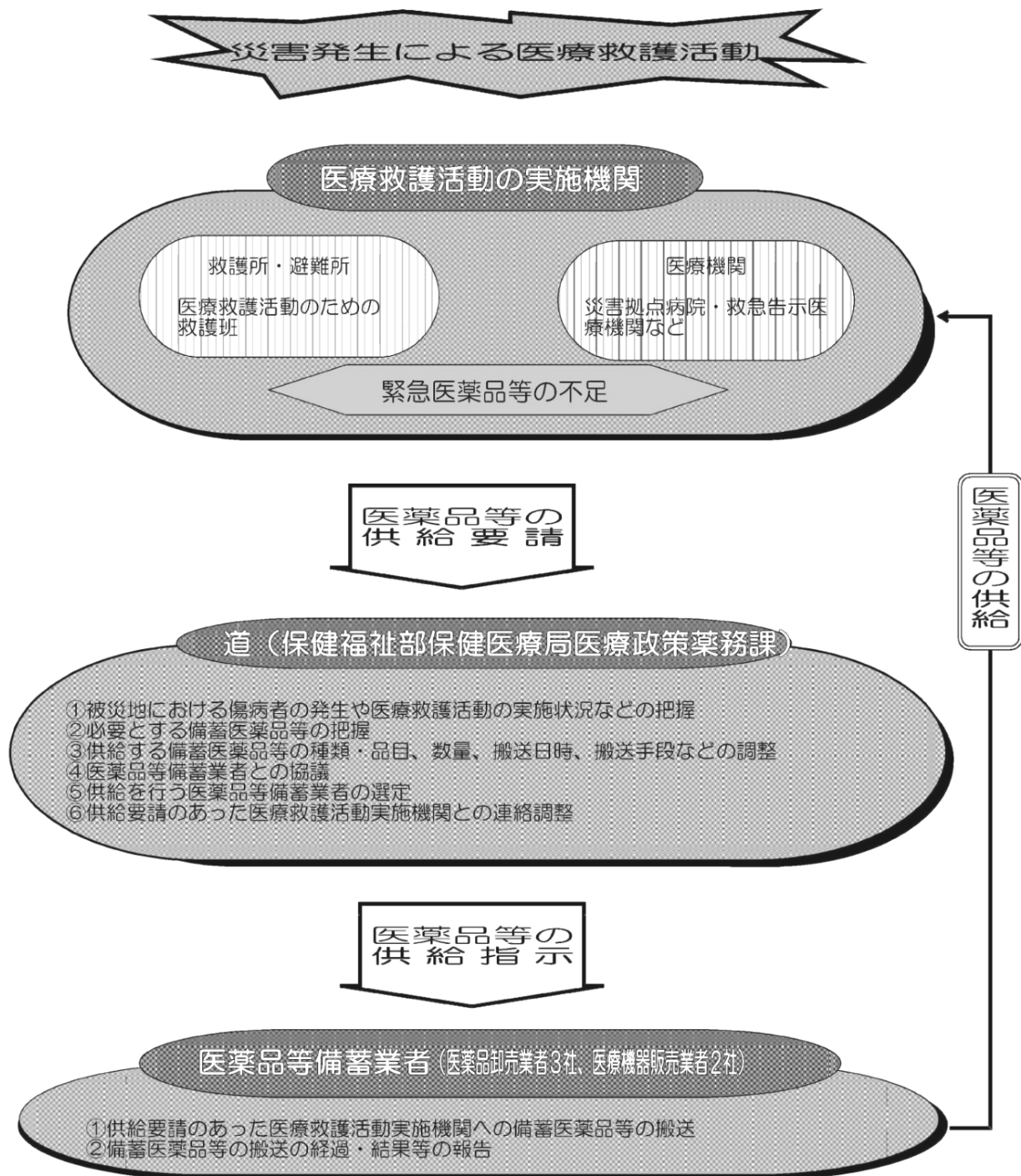
#### (2) 町内の医療機関

| 医療機関名      | 所 在 地     | 診 療 科 目                  | 電 話          |
|------------|-----------|--------------------------|--------------|
| 町立上ノ国診療所   | 字上ノ国274-2 | 内科、消化器科                  | 0139-55-2017 |
| 町立石崎診療所    | 字石崎243-1  | 内科、小児科、皮膚科、外科、リハビリテーション科 | 0139-59-2341 |
| 町立上ノ国歯科診療所 | 字大留152-1  | 歯科                       | 0139-55-2203 |
| 町立石崎歯科診療所  | 字石崎216-1  | 歯科                       | 0139-59-2740 |

#### (3) 医師会

| 医師会名  | 住 所         | 電 話          | 備 考 |
|-------|-------------|--------------|-----|
| 檜山医師会 | 江差町字姥神町31番地 | 0139-52-1070 |     |

#### 5-11-4 災害時備蓄医薬品等の供給フロー



## 5-12-1 消毒のポイント（1～3 類感染症）

### 1 類感染症の消毒ポイント

| 感染症                                               | 消毒のポイント                                                  | 消毒法                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エボラ出血熱<br>マールブルグ病<br>クリミヤ・コンゴ出血熱<br>ラッサ熱<br>南米出血熱 | 厳重な消毒が必要である。<br>患者の血液・分泌液・吐物・排泄物及びこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・80℃・10分間の熱水。</li> <li>・抗ウイルス作用の強い消毒薬0.05～0.5%（500～5,000ppm）次亜塩酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬。2～3.5%グルタラルに30分間浸漬。</li> </ul>                          |
| ペスト<br>〔肺ペスト〕<br>〔腺ペスト〕                           | 肺ペストは飛沫感染であるが、患者に用いた器材や患者環境の消毒を行う。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・80℃・10分間の熱水。</li> <li>・消毒薬0.1w/v第四級アンモニア塩に30分間浸漬又は0.2w/v第四級アンモニア塩で清拭。0.01～0.1%（100～1,000ppm）次亜塩酸ナトリウムに30～60分間浸漬。消毒用エタノールで清拭。</li> </ul> |
| 痘そう                                               | 患者の使用した物品や病室を消毒、滅菌する。                                    | ・エボラ出血熱と同様に行う。                                                                                                                                                                  |

血液などの汚染に対しては0.5%（5,000ppm）、また明らかな血液汚染がない場合には0.05%（500ppm）を用いる。なお、環境の血液などの汚染に対しては、ジクロロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も有効である。

### 2 類感染症の消毒ポイント

| 感染症                                                       | 消毒のポイント                                   | 消毒法                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 急性灰白髄炎（ポリオ）<br>重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属<br>SARSコロナウイルスに限る） | 患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する。                 | ・エボラ出血熱と同様に行う。                                                                                                                                                                              |
| ジフテリア                                                     | 皮膚ジフテリアなどを除き飛沫感染であるが、患者に用いた器材や患者環境の消毒を行う。 | ・ペストと同様に行う。                                                                                                                                                                                 |
| 鳥インフルエンザ（H5N1）                                            | 患者環境などの消毒を行う。                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・80℃10分熱水。</li> <li>・浸漬できるものは0.02～0.05%次亜塩素酸ナトリウムに30分浸漬。浸漬できないものは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム又はアルコールで清拭。</li> <li>・食器類は0.01～0.02%次亜塩素酸ナトリウムに5分浸漬後、水洗い。</li> </ul> |
| 結核                                                        | 患者環境などの消毒を行う。                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直射日光に当てる。</li> <li>・2～3.5%グルタラル、0.55%フタラル、0.2%過酢酸、アルコール、1000PPm以上の次亜塩素酸ナトリウムなどで清拭。</li> </ul>                                                       |

血液などの汚染に対しては0.5%（5,000ppm）、また明らかな血液汚染がない場合には0.05%（500ppm）を用いる。なお、環境の血液などの汚染に対しては、ジクロロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も有効である。

### 3 類感染症の消毒ポイント

| 感染症                                          | 消毒のポイント                   | 消毒法         |
|----------------------------------------------|---------------------------|-------------|
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>コレラ<br>細菌性赤痢<br>腸チフス<br>パラチフス | 患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する。 | ・ペストと同様に行う。 |



|      |      |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 患者環境 | 生活用品 | <p>患者が使用した寝衣やリネンは、塩素系漂白剤に浸漬してから洗濯する。</p> <p>便汚染のあるシーツなども同様に漂白剤に浸漬してから洗濯する。</p> <p>その他の物品は煮沸消毒や消毒薬による消毒を行う。</p> <p>食器は洗剤と流水で洗浄する。</p>                                                                                                                          |
|      | 入浴関係 | <p>患者の入浴はできるだけ浴槽につからず、シャワーか掛け湯を使用する。</p> <p>風呂に入る場合は、家族が入浴し終わった最後に入り、他の者と一緒に入浴しないようにする。</p> <p>最後に風呂の水は流し、その後十分に水洗いをしておくこと。</p> <p>バスタオルは家族と共用しない。</p> <p>使用後の浴槽は浴槽用洗剤でよく洗浄する。</p> <p>患者が家庭用ビニールプールなどをつかう場合は、他の乳幼児とは一緒に使用せず、使用毎に水で洗って交換する。消毒薬を使用した消毒はしない。</p> |
|      | 調理器具 | <p>患者がいる家庭では、調理の際の食品（汚染）に注意する。</p> <p>調理の際は食物の中心部まで熱が届くようにすると同時に、手洗いを励行し、まな板、包丁、食器、ふきん類等は煮沸水で熱水消毒する。</p>                                                                                                                                                      |
|      | 排泄物  | <p>分泌物や排泄物を消毒する場合は、水洗トイレ槽に第四級アンモニア塩を最終濃度0.1～0.5%になるように注ぎ、5分間以上放置後に流す。</p> <p>便の付着した物品の消毒は、糞便を洗い流した後、煮沸した熱水もしくは塩素系漂白剤、第等四級アンモニア塩などで消毒する。便器も同様に消毒薬で清拭する。</p>                                                                                                    |

## 5-12-2 防疫活動に必要な町有の資機材等

平成21年4月1日現在

| 在庫場所              | 資機材名     | 数 量 | 備考              |
|-------------------|----------|-----|-----------------|
| 上ノ国町役場倉庫<br>(住民課) | 背負動力型噴霧機 | 1 台 | 必要に応じ動力機具を借上する。 |
|                   | 電動噴霧機    | 1 台 |                 |

## 5-14-1 大規模災害に伴う交通規制実施要領

○大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について

平成24年11月1日

道本交(規)第1917号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の規定に基づく緊急通行車両等の確認事務、交通規制の対象から除外する車両の一部の事前届出事務等について、別添のとおり「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成したので、関係事務の運営に万全を期されたい。

なお、「災害発生時における緊急交通路の確保及び交通対策実施要領の制定について」（平成8年8月29日付け道本例規(交規)第44号）は廃止する。

別添

### 大規模災害に伴う交通規制実施要領

#### 第1 目的

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認等について、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき事務処理等の要領について定めることを目的とする。

#### 第2 大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ

##### 1 総論

##### (1) 基本的考え方

ア 大規模災害発生直後は人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小する。

ウ 通行を認める車両の範囲も、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。

##### (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

災対法第76条第1項は、大規模災害発生時等に都道府県公安委員会が「緊急通行車両 … 以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる」こととしている。

大規模災害発生時における交通規制の具体的な流れの詳細については2で示すが、緊急交通路の通行を認めることとなる車両について、以下のとおり分類する。

#### ア 緊急通行車両

緊急自動車その他災害応急対策（災対法第50条参照）に使用される車両（第3の2（5ページ）参照）

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、イ(ア)の規制除外車両として整理することとする。

#### イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

(ア) 自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（例：自衛隊車両、大型貨物自動車、事業用自動車等）

(イ) (ア)以外の車両

## 2 交通規制の具体的な流れ

### (1) 基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握と必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

大規模災害発生時の交通規制は、基本的には(2)から(4)までのとおり実施するが、例えば、大型貨物自動車は(3)の第一局面から交通規制の対象としないこととして通行を認めることや、被災地域から流出する避難車両についても同様に通行を認めることが適当な場合もあり得ること、緊急交通路の交通量、道路の復旧状況等に応じて交通規制が長期・過剰とならないよう随時見直すべきことなどに留意し、臨機応変に実施すること。



## (2) 初動対応

### ア 交通情報の収集

災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努める。

特に、緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁部を中心に、通行に支障がないか優先的に確認すること。

道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報の収集を行うこと。

### イ 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

交通情報の収集と併せて、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る関係警察署及び道路管理者との連絡・調整を開始する（なお、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施の際は、隣接し又は近接する都道府県公安委員会は災対法第76条第2項の規定により交通規制の内容等を広報しなければならないため、公安委員会が通行禁止等の交通規制を実施したときは、災対法施行令第32条第3項の規定に基づき関係公安委員会にその内容を速やかに通知することとされている。）。

被害が広範にわたり、複数の市町村をまたぐ緊急交通路を指定する必要がある場合などは、警察本部が被災地及びその周辺の状況に関する情報を集約した上で、警察署が実施すべき交通規制について、指導・調整を行うこととなる。

なお、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施前においても、周辺警察署等と緊密に連絡・調整を行いながら、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への車両の流入抑制を図ること。

また、周辺警察署等においても、関係警察署と緊密に連絡・調整を行いながら、高速自動車国道又は自動車専用道路が緊急交通路に指定されると見込まれる場合には、インターチェンジ等からの車両の流入を制限すること。

## (3) 第一局面（大規模災害発生直後）

### ア 交通規制の内容

災対法第76条第1項の規定に基づき、原則として、1(2)アの緊急通行車両、1(2)イ(7)の規制除外車両のうち自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているもの並びに1(2)イ(1)の規制除外車両のうち人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なもの（第4に定める事前届出の対象とするもの（8ペー

ジ)) 以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する(注1)。

大規模災害発生直後においては正確な被害状況の把握は困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間については、まずは広範囲を指定した上で、道路の交通容量(復旧状況)、交通量等に応じて適宜縮小する方が混乱が少ないことに留意すること。

#### イ 交通規制の意思決定

大規模災害発生に備え、緊急交通路に指定する道路、交通規制の対象等についてあらかじめ規制計画書の作成等を行い、意思決定が迅速に得られるよう努めること。

意思決定の内容については、「別記様式第5の規制除外車両確認証明書の交付を受け、確認標章を掲示している車両」を、自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているものと共に、交通規制の対象から除外することとなる。

#### ウ 広報

全国で一斉に効果的な広報を行うことができるよう事前に広報案文や発表時間について警察庁との連絡・調整を行った上で、交通規制開始日時、緊急交通路の範囲、確認標章の掲示のない一般車両の通行は全て禁止されること等について、広報する。

なお、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性、う回路の情報も積極的に提供し、交通規制に対する国民の理解を得るよう努めること。

#### エ 交通規制の方法

交通規制は、災対法施行令第32条第1項の規定により、災対法施行規則別記様式第2の標示(以下「標示」という。)を設置して行うこととされている。

緊急を要するため標示を設置するいとまがないときなどは、現場の警察官の指示により行うことができることとされているが、早期に標示による交通規制を行うことができるよう、標示等資機材の計画的整備・配備に努めること。

#### オ う回路対策

う回路の設定・誘導については、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で行う。必要に応じて交通要点に警察官等を配置すること。

なお、信号機の倒壊や停電による滅灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、警察官等の配置、信号機電源付加装置による電源の回復又は一時停止の交通規制の実施等で対応すること。



- (4) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、更に1(2)イ(i)の規制除外車両（事前届出対象外のもの。具体例については、第4の5（10ページ）参照）を除外する。

また、交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について一律に除外するなど、順次、遅滞なく交通規制の対象を縮小する。

なお、これら規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整するものとする。

### 3 広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等

広域緊急援助隊は、大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、被災地又は被災が予想される地域を管轄する警察を管理する都道府県公安委員会からの援助の要求により派遣される。その編成、運用、訓練等については、別途警察庁警備局長等連名通達「広域緊急援助隊の編成、運用、訓練等について」により定められているが、交通部隊の主たる任務が緊急交通路の確保であることに鑑み、交通規制担当者と広域緊急援助隊（交通部隊）の事務担当者との連携を密にして交通部隊の編成等が迅速に行われるようにすること。

### 4 強制排除措置

緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第1項の規定により、警察官は「当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる」こととされているほか、措置命令を受けた者が命令に従わなかった場合や相手方が現場にいないため措置命令をすることができない場合には、警察官自らその措置を採ることができ、また、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができることとされている。

これらの権限については、積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら措置を採ったときはその措置の内容について警察本部に対する報告を求め、状況を記録しておくこと。

## 第3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

## 1 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、北海道知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）に係る事前届出を実施するものとする。

なお、第2の1(2)ア（1ページ）記載のとおり、交通規制の対象から除外する、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

## 2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、災対法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合には、公安委員会は、事前届出を受理するものとする。

- (1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車



両であること。

なお、指定（地方）公共機関には、営利企業、業界団体等であっても、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等が含まれることに留意すること。

### 3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

#### (1) 事前届出の概要

##### ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

##### イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部、方面本部及び警察署を受付窓口とし、警察本部を経由して公安委員会に事前届出を行うこととする。

##### ウ 事前届出の際に必要な書類

車検証の提示並びに輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び別記様式第1の緊急通行車両等事前届出書1通の提出を求めるものとする。

#### (2) 届出済証の交付等

##### ア 届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第1の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

##### イ 届出済証の再交付

公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとし、この場合においては、届出済証に「再」と朱書するものとする。

##### ウ 届出済証の返還

公安委員会は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還させること。

##### エ 事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第2の緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付

簿)を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

#### 4 事前届出車両の確認

- (1) 公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
- (2) 公安委員会は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、災対法施行規則別記様式第4の証明書（以下「証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うこと。
- (3) 届出済証による緊急通行車両であることの確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。
- (4) 公安委員会は、緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び証明書を交付するものとする。
- (5) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察本部が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1ヶ月後の日とする。

確認標章及び証明書については、速やかに交付すべきものであることから、公安委員会は、事前に十分な枚数の確認標章及び証明書を準備しておくこと。

#### 5 事前届出車両以外の車両に係る確認

- (1) 公安委員会は、届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (2) 内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報は、当該対策本部のホームページ等に掲載することを予定している。緊急通行車両であることの確認を行うに当たっては、当該ホームページ等を参照する（掲載がない車両については、指定行政機関等による要請書の写し等を提出させる）とともに、証明書に必要事項を記載させることにより手続を行うこと。
- (3) 4(4)及び(5)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び証明書について準用する。

#### 6 指定行政機関等に対する指導等

(1) 指定行政機関等に対する指導

公安委員会は、指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、届出済証の再交付及び返還の手続、届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

(2) 知事との調整

公安委員会は、事前届出の受理及び届出済証の交付を受けた者から申出があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

第4 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施するものとする。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱われることになる（なお、事前届出車両として取り扱うためには、改めて緊急通行車両としての事前届出を行う必要がある。）。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両（注2）であって緊急通行車両とされないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者及び事前届出先

第3の3(1)のア及びイの規定（6ページ）は、規制除外車両の事前届出に準用する。



イ 事前届出の際に必要な書類

次の書類の提示を受けるとともに、別記様式第3の規制除外車両事前確認届出書2通の提出を求めるものとする。

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類とする。

(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類とする。

(ロ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）とする。

(エ) 建設用重機、道路警戒作業用車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）とする。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 緊急通行車両に係る届出済証の交付等に関する規定の準用

第3の3(2)のイ及びウの規定（7ページ）は、除外届出済証の交付等の手続に準用する。

ウ 事前届出の処理

公安委員会は、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

4 事前届出車両の確認

- (1) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式5の証

明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

- (2) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察本部が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1ヶ月後の日とする。

また、公安委員会は、事前に十分な枚数の除外証明書を準備しておくこと。

- (3) 第3の4(1)及び(3)の規定（7ページ）は規制除外車両であることの確認について、第3の6(1)の規定（8ページ）は規制除外車両の事前届出をした者に対する指導について準用する。

## 5 事前届出車両以外の車両に係る確認

第一局面においては、事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

第二局面においては、次に掲げるような車両を規制除外車両とすることを検討し、順次、規制除外車両の範囲を拡大するものとする（第2の2(4)（4ページ）参照）。

規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整するものとする。

- (1) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証等により車両の形状を確認する。

- (2) 路線バス・高速バス

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

- (3) 霊柩車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証等により車両の形状を確認する。

- (4) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、例えば、次の物資等を輸送することを確認する。

ア 医薬品、医療機器、医療用資材等



イ 食料品、日用品等の消費財

ウ 建築用資材

エ 金融機関の現金

オ 家畜の飼料

カ 新聞、新聞用ロール紙

## 第5 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

### 1 地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、地震法施行令第12条第1項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

### 2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急輸送車両であることの確認の対象となる車両は、地震法施行令第12条第1項において「法第24条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同項では、地震防災応急対策は次のア～クに掲げる事項について行うものとされている。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第3の3、4（(5)を除く。）、5(1)及び6の規定（6ページ～）は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び緊急輸送車両であることの確認等に準用する。この場合において、第3の4(2)中「災対法施行規則別記様式第4」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第7」と読み替えるものとする。

4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

第6 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

1 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原災法施行令第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用することによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

原災法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、緊急事態応急対策は次のア～クに掲げる事項について行うも



のとされている。

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第3の3、4、5(1)、(3)及び6の規定（6ページ～）は、原災法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。この場合において、第3の4(5)中「災害応急対策」とあるのは、「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

4 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第4の規定（8ページ～）は、原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第4の1中「災害応急対策」とあるのは、「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

第7 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

1 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、国民保護法施行令第39条において災対法施行令第33条第1項の規定の例によることによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。



なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

## 2 事前届出の対象とする車両

国民保護法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のア～カに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ 輸送及び通信に関する措置

オ 国民の生活の安定に関する措置

カ 被害の復旧に関する措置

- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

## 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第3の3、4、5(1)、(3)及び6の規定(6ページ～)は、国民保護法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。この場合において、第3の4(5)中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

## 4 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第4の規定(8ページ～)は、国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第4の1中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

## 第8 その他

公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手

続及び事前届出車両以外の車両の確認手続等について、地方防災会議、道警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

(注1) 防災基本計画(平成23年12月、中央防災会議)第2編第2章第4節1「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」では、緊急輸送活動について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、また、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して行うこととしている。

また、下記のとおり緊急輸送対象を想定している。

一 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

二 第2段階

- ア 上記一の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

三 第3段階

- ア 上記二の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

(注2) 車両の選定は、阪神・淡路大震災、東日本大震災ともに緊急交通路の通行を認めた車両を踏まえて行っている。

※ 別記様式省略

## 5-17-1 給水施設の現況

令和2年3月31日現在

| 施 設 の 名 称 | 水 源 所 在 地                     | 計 画 給 水<br>人 口 (人) | 一 日 平 均<br>計 画 給 水 量 | 一 日 最 大<br>計 画 給 水 量 |
|-----------|-------------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 湯ノ岱浄水場    | 字湯ノ岱 国有林野江差<br>事業区内<br>(下ノ沢川) | 256                | 95m <sup>3</sup>     | 345m <sup>3</sup>    |
| 桂岡浄水場     | 字桂岡 国有林野江差事<br>業区内<br>(苫符川)   | 3,560              | 1,102m <sup>3</sup>  | 2,000m <sup>3</sup>  |
| 木ノ子浄水場    | 字木ノ子221番地<br>(小安在川)           | 725                | 218m <sup>3</sup>    | 510m <sup>3</sup>    |
| 小砂子浄水場    | 字小砂子237番地<br>(小砂子相泊川)         | 139                | 32m <sup>3</sup>     | 75m <sup>3</sup>     |
| 石崎浄水場     | 字石崎<br>(イゲ沢川)                 | 61                 | 22m <sup>3</sup>     | 33m <sup>3</sup>     |

## 5-18-1 日本赤十字災害救援物資一覧

### (1) 災害救援物資の地区備蓄状況（定数）

#### ①地区別赤十字災害救援物資備蓄定数

令和2年3月31日現在

| 備 蓄 場 所   |                 |    |           | A. 赤十字災害救援物資 |                       | B. 拠点用赤十字災害救援物資 |                       |           |
|-----------|-----------------|----|-----------|--------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|-----------|
| ブロック<br>圏 | 振興局圏            | 番号 | 振興局<br>市別 | 毛布           | 緊急セット<br>or<br>日用品セット | 毛布              | 緊急セット<br>or<br>日用品セット | 安眠<br>セット |
| 道南        | 渡島・檜山・<br>後志・胆振 | 39 | 渡 島       | 710          | 90                    |                 |                       |           |
|           |                 | 40 | 檜 山       | 295          | 85                    |                 |                       |           |
|           |                 | 41 | 後 志       | 230          | 195                   |                 |                       |           |
|           |                 | 42 | 胆 振       | 199          | 79                    |                 |                       |           |
|           |                 | 43 | 函 館 市     | 120          | 30                    | 200             | 200                   |           |
|           |                 | 44 | 小 樽 市     | 50           | 20                    |                 |                       |           |
|           |                 | 45 | 室 蘭 市     | 20           | 20                    |                 |                       |           |
|           |                 | 46 | 苫小牧市      | 20           | 20                    |                 |                       |           |
|           |                 | 47 | 登 別 市     | 20           | 20                    |                 |                       |           |
|           |                 | 48 | 伊 達 市     | 30           | 20                    | 200             | 200                   |           |
|           |                 | 49 | 北 斗 市     | 20           | 20                    |                 |                       |           |
|           | ブロック計           |    |           |              | 1,714                 | 599             | 400                   | 400       |

#### ②赤十字病院の災害救援物資備蓄状況

| 備 蓄 場 所                   | 毛布  | 緊急<br>セット | 安眠<br>セット |
|---------------------------|-----|-----------|-----------|
| 函館市赤十字病院<br>(函館市堀川町 6-21) | 50  |           |           |
| 伊達赤十字病院<br>(伊達市末永町 81)    | 100 |           |           |

※外部委託先倉庫で保管

### (2) 救援物資の配分対象及び配分基準

#### ①被災者用救援物資

| 配分対象                     | 品 名   | 配分数量      |     | 備 考                                 |
|--------------------------|-------|-----------|-----|-------------------------------------|
| 全焼、全壊、<br>流出、半焼、<br>半壊世帯 | 毛 布   | 冬期 1 人当たり | 2 枚 | 冬期とは、自 11 月 1 日 至 4 月 30 日まで<br>とする |
|                          |       | 夏期 1 人当たり | 1 枚 |                                     |
|                          | 緊急セット | 1 人～2 人世帯 | 1 個 |                                     |
|                          |       | 3 人以上     | 2 個 |                                     |
| 床上浸水世帯                   | 毛 布   | 1 世帯当たり   | 1 枚 |                                     |
|                          | 緊急セット | 1 世帯当たり   | 1 個 |                                     |

②避難所用救援物資

| 品 名   | 配分数量      |     | 備 考                             |
|-------|-----------|-----|---------------------------------|
| 拠点毛布  | 冬期 1 人当たり | 2 枚 | 冬期とは、自 11 月 1 日 至 4 月 30 日までとする |
|       | 夏期 1 人当たり | 1 枚 |                                 |
| 緊急セット | 1 人～2 人世帯 | 1 個 |                                 |
|       | 3 人以上     | 2 個 |                                 |
| 安眠セット | 1 人当たり    | 1 個 |                                 |

5-22-1

## 被災宅地危険度判定業務実施マニュアル

平成 26 年 3 月

### 被災宅地危険度判定連絡協議会

このマニュアルでは、被災宅地危険度判定制度を迅速かつ的確に活用し、その目的である 2 次災害の軽減・防止・住民の安全確保を確実に行うため、各自治体において事前に準備すべき事項のほか、判定実施にあたって各自治体が行うべきこと、宅地判定士等が行うべきことについて、具体的に手順等を示している。

なお、実際の判定実施にあたっては、このマニュアルに記載している事項がそのまま該当しない場合もあると思われるので、このマニュアルを参考に臨機応変の処置をとっていただきたい。

# 目 次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第 1 部 事前準備 .....     | 1  |
| 第 2 部 危険度判定の実施 ..... | 4  |
| 第 1 章 総 則 .....      | 4  |
| 第 2 章 実施本部の業務 .....  | 7  |
| 第 3 章 支援本部の業務 .....  | 13 |
| 第 4 章 宅地判定士の業務 ..... | 16 |
| 第 5 章 判定調整員の業務 ..... | 19 |



## 第1部 事前準備

第1部では、大地震等による災害発生時に、被災宅地の危険度判定（以下「危険度判定」という。）を円滑に実施するため災害発生時に備え、市区町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県等（独立行政法人都市再生機構を含む。以下同じ。）が平常時から事前に準備をしておくよう努めるべき基本的な事項について定める。

### 1 市区町村及び都道府県等の体制整備

- (1) 市区町村及び都道府県等は、地域の相互支援体制を充実し、判定を円滑に行うため、相互の連絡体制を整備する。
- (2) 都道府県知事は、危険度判定制度の的確な運用を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置付けるとともに、必要な事項について被災宅地危険度判定実施要綱を定める。
- (3) 市区町村長は、危険度判定制度の的確な実施のため、基本的な事項を地域防災計画に位置付ける。

### 2 近隣都道府県等との連絡調整

都道府県等は、近隣都道府県等との相互支援体制を確保するため、都道府県等間の連絡調整の体制を整備する。

### 3 判定制度の周知等

都道府県等は、目標とする被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の確保及び災害時における判定活動の円滑な実施のため、判定制度について普及・啓発を行い、土木・建築技術者をはじめ広く一般住民の理解を得るように努める。

### 4 宅地判定士の養成・登録

都道府県知事等は、被災宅地危険度判定実施要綱の規定により、宅地判定士を養成、登録し名簿を作成する。

都道府県等は、宅地判定士を養成するため、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者等被災宅地危険度判定実施要綱で定める者を対象に講習会を開催する。

宅地判定士の登録者の目標数は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定めた目標数を基礎に都道府県と市区町村が相談して定める。

都道府県等は、宅地判定士の登録名簿を常に最新の内容となるよう管理する。

### 5 判定調整員の養成

宅地判定士養成の目標数の1/30以上の被災宅地危険度判定調整員（以下「判定調整員」という。）を養成することを目標とする。

### 6 本部要員の養成

被災宅地の危険度判定にあたっては、判定を実施する市区町村に実施本部、当該市区町村への判定士の派遣等の支援を行う都道府県に支援本部を設置し、これらの各本部において、判定調整員、宅地判定士の受け入れ、組織化その他判定実施にあたって重要な業務を行うこととな

るので、各市区町村、都道府県においては、そのスタッフとなるべき判定業務に習熟した人材の養成に努める。

#### **7 宅地判定士の災害補償**

宅地判定士が危険度判定の実施に伴い、死亡、負傷又は疾病にかかった場合に必要な補償制度について、被災宅地危険度判定連絡協議会において整備する。

#### **8 判定技術の向上**

都道府県等は、判定技術の維持・向上に必要な講習・訓練等を行う。

#### **9 宅地判定士等への連絡システムの確立**

都道府県等は、宅地判定士等に速やかに参集の要請ができるよう関係団体別、宅地判定士の代表別、平日、休日（夜間）別等に連絡網の整備を行う。

#### **10 事前の情報収集等**

市区町村及び都道府県は、大地震及び豪雨等による災害発生の可能性に関連する情報（過去の勧告・命令の履歴等）について事前に収集・整理するとともに、図面化しておく等、必要な措置を講じる。

#### **11 判定資機材の備蓄**

市区町村は、都道府県と協力して、別表を参考に資材、機材の備蓄を行う。

表 1-1 調査に必要な機器・用具

| 区分             | 判定資機材               | 備蓄目標数量／備考                                             |
|----------------|---------------------|-------------------------------------------------------|
| A<br>最低必要なもの   | ★認定登録証              |                                                       |
|                | ★腕章                 | 登録判定士数の 3～4 割                                         |
|                | ★判定調査票              | 被害が予想される区域内の宅地の 10%程度<br>判定士数×4～5                     |
|                | ★判定ステッカー(ビニール被覆)    | 判定調査票の備蓄目標数量の 1.2 倍<br>調査済、要注意、危険の比率は 6 : 2 ～ 3 : 1～2 |
|                | ★判定マニュアル・手引         |                                                       |
|                | ★ヘルメット用シール          | 登録判定士数の 3～4 割                                         |
|                | ヘルメット               |                                                       |
|                | 住宅地図 (コピー可)         | 分散保管                                                  |
|                | 筆記用具 (赤・黒マーカー等)     |                                                       |
|                | バインダー (下敷き)         |                                                       |
|                | ※バインダーが入るビニール袋      |                                                       |
|                | スラントルール (勾配儀)       |                                                       |
|                | ガムテープ (布製)          |                                                       |
|                | 針金ピン (手引 P9 参照)     |                                                       |
|                | ※雨具                 |                                                       |
|                | ※防寒具(ジャンパー、ミニカイロ)   |                                                       |
|                | ※水筒                 |                                                       |
|                | ※マスク                |                                                       |
|                | デジタルカメラ (電池、記録用カード) |                                                       |
|                | 黒板 (ホワイトボード、ボール紙等)  |                                                       |
|                | コンベックス (巻尺)         |                                                       |
|                | 懐中電灯                |                                                       |
|                | 軍手                  |                                                       |
|                | ナップサック              |                                                       |
|                | はさみ、のり              |                                                       |
|                | 携帯電話                |                                                       |
|                | パソコン、CD-ROM         |                                                       |
|                | クラックスケール            |                                                       |
|                | ポール                 |                                                       |
|                | テープロッド (リボンテープ)     |                                                       |
|                | ホイッスル               |                                                       |
| B<br>あった方がよいもの | テストハンマー (打診器)       |                                                       |
|                | クリノメーター             |                                                       |
|                | コンパス (方位磁石)         |                                                       |
|                | 双眼鏡                 |                                                       |
|                | 下げ振り                |                                                       |
|                | ラジオ                 |                                                       |
|                | GPS (カーナビゲーション等)    |                                                       |
|                | 番線 (結束線)・リボン        |                                                       |
|                | ●トランシーバー等の無線設備      |                                                       |

注 1) ★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。

注 2) ※印は、基本的に宅地判定士個人が準備するもの。

注 3) ●印は携帯電話の電波が届かない場所や、被災により電話そのものが使えないことが想定される場合に必要となる。

## 第2部 危険度判定の実施

第2部では、危険度判定の実施にあたって、市区町村及び都道府県並びに宅地判定士が行う業務の手順、役割分担等について定めることとし、市区町村に設置される危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）、都道府県災害対策本部に設置する危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）、宅地判定士、判定調整員それぞれの業務について記述する。

### 第1章 総則

本章は、被災宅地危険度判定制度による危険度判定を実施するための、判定の体制・組織等について定める。

#### 1 危険度判定実施体制

被災宅地危険度判定制度による危険度判定実施時の市区町村、都道府県等、国土交通省（都市局都市安全課）の関係は、概ね下図のようになる。

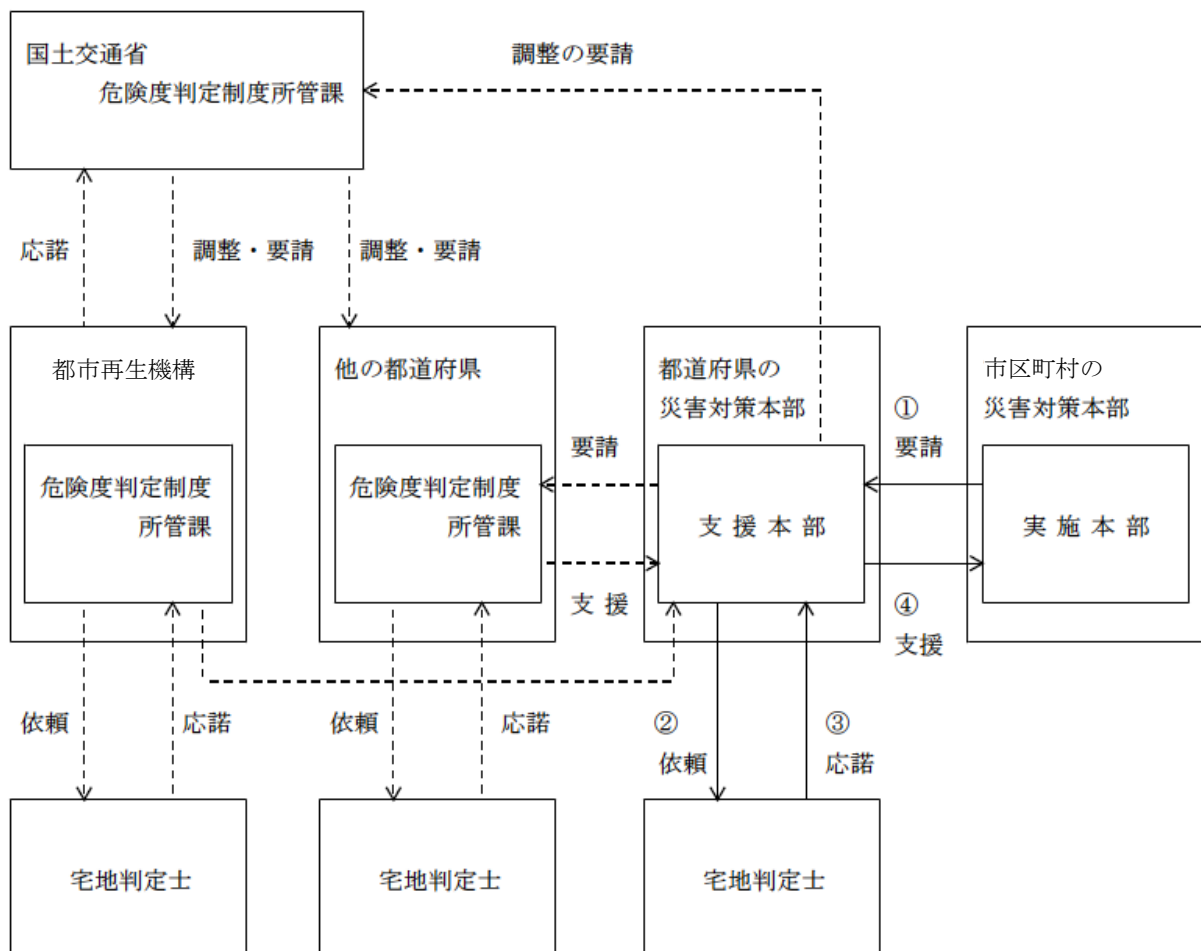


図 2-1 危険度判定実施体制

## 2 危険度判定実施概念図

判定実施に係る組織は、以下の概念図のとおりである。

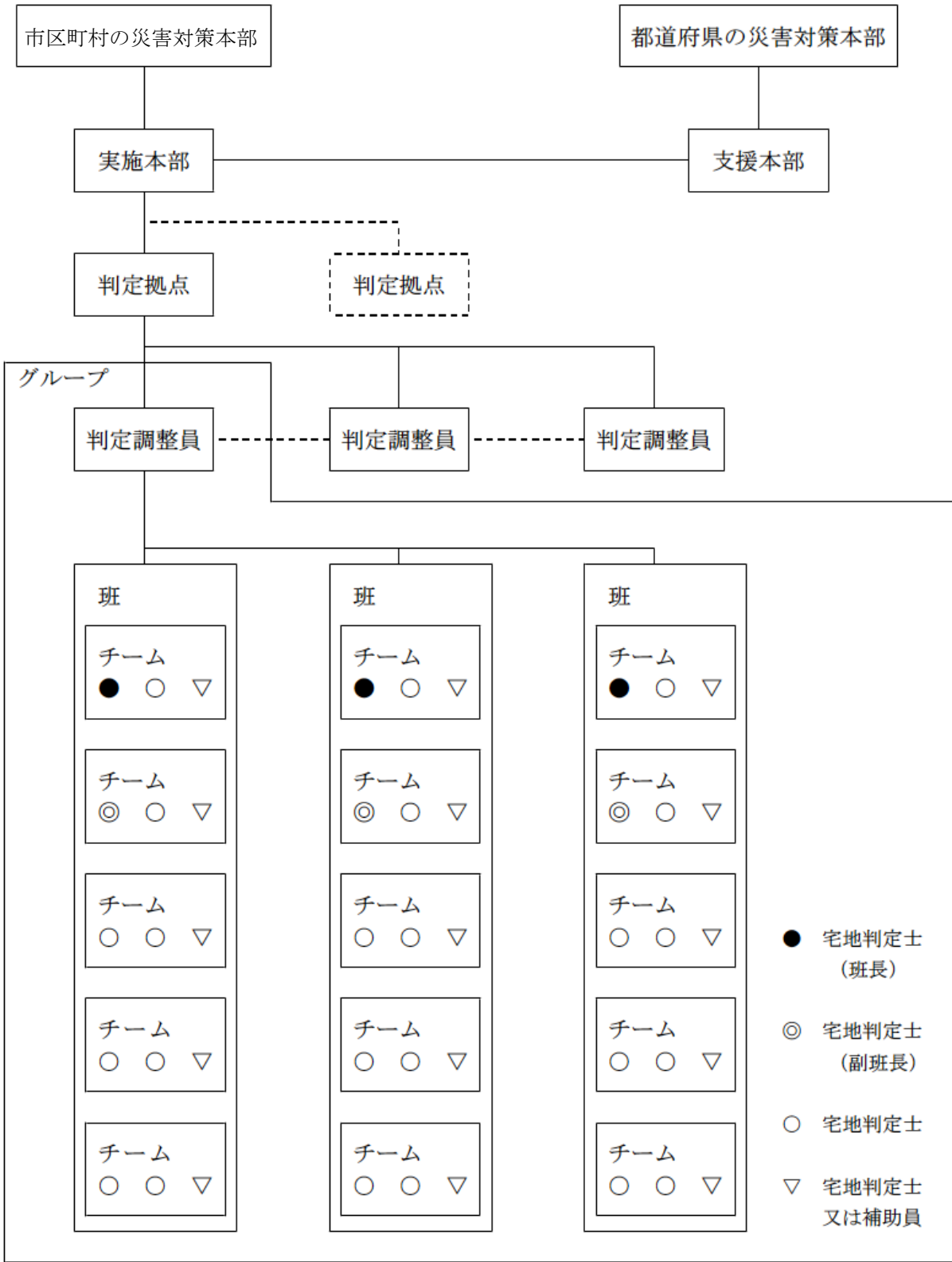


図 2-2 危険度判定実施概念図

(1) チーム

- ・被災地で実際に判定を実施する最小単位。
- ・危険度判定業務実施の際には常に行動を共にする。
- ・1チーム3～4名程度による構成を基本とし、うち2名以上は宅地判定士、残りは宅地判定士を補佐する補助員とすることができる。

(2) 班

- ・危険度判定実施の基本活動単位。
- ・判定業務従事期間・行動地域を同一とする、最大5チームにより構成され、班の構成員中から判定調整員によって任命される班長、副班長により統括される。
- ・通常の危険度判定活動に対して、情報交換・相互のバックアップ等を行う。

(3) グループ

- ・1名の判定調整員が統括する宅地判定士の組織単位。原則として、3班以内で構成する。

## 第2章 実施本部の業務

本章は、市区町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地の危険度判定をする実施本部の業務について定める。

### 1 目的

- (1) このマニュアルは、地震により被災した宅地の余震等による2次災害の軽減・防止・住民の安全を確保するため、判定を実施する本部の業務を予め定めることにより、被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的としている。
- (2) このマニュアルは、業務実施マニュアルの一部として、市区町村に設けられる実施本部の業務について定めたものである。

### 2 判定実施組織と連絡網の整備

判定実施組織及び実施本部の設置については、被災状況等から被災市区町村と都道府県の協議により、柔軟な対応が可能となるようにする。判定活動を円滑に進めるために、判定実施組織と連絡網などを作成する。

### 3 判定実施要否の判断

- (1) 市区町村の被災宅地危険度判定制度所管課長等（以下、本章において「所管課長」という。）は、管内に相当程度の被害があり、危険な宅地被害が発生していると予測される場合は、判定の要否判断に必要な被害情報を収集する。
- (2) 所管課長は、判定を要すると認めたときは、市区町村災害対策本部長に判定の実施を具申する。

### 4 判定実施の決定

- (1) 市区町村災害対策本部長は、判定を要すると判断したときは、ただちに判定実施を決定する。
- (2) 市区町村災害対策本部長は、判定実施を決定したときは、都道府県災害対策本部長に連絡するとともに、報道機関、防災無線、広報車、ビラ等の地域に密着した情報媒体を活用して、市区町村民に判定実施の周知に努める。

### 5 実施本部の設置

- (1) 所管課長は、市区町村災害対策本部長が判定実施を決定したときは、市区町村災害対策本部長の命を受け、市区町村災害対策本部の下に実施本部を設置し、実施本部長として判定業務にあたる。
- (2) 実施本部長は、必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に、判定拠点を設置する。
- (3) 実施本部長は、被災地域の住民の理解を得るために、判定実施及びこれに関する情報の周知に努める。



- (4) 実施本部長は、実施本部、判定拠点の所在地、責任者、業務体制、支援要請の有無等について、支援本部長に速やかに連絡するものとする。

## 6 実施本部の業務

- (1) 実施本部の業務は、以下のとおりである。
- ①宅地に係る被害情報の収集
  - ②判定実施計画の作成
  - ③宅地判定士・判定調整員の受入れ
  - ④宅地判定士・判定調整員の組織編成
  - ⑤判定の実施及び判定結果の現地表示
  - ⑥判定結果の調整及び集計並びに市区町村災害対策本部長への報告
- ただし、④～⑥の業務は被害が軽微な場合を除き、支援本部に依頼ができる。
- ⑦判定結果に対する住民等からの相談への対応
  - ⑧その他
- (2) 実施本部長は、被災の全般的な状況、判定を必要とする対象宅地の想定数、動員出来る職員数や宅地判定士の数等を勘案して実施本部を組織する。実施本部の組織は、次に例示する業務や担当を参考に決める。
- |                           |      |
|---------------------------|------|
| ①情報の収集、関係機関、上下の組織との連絡調整   | 情報担当 |
| ②判定業務の企画、実施計画、判定組織の編成、記録  | 計画担当 |
| ③人的・物的動員、人員管理、資機材調達、運搬・搬送 | 業務担当 |
| ④判定業務、情報整理、宅地判定士の掌握       | 判定担当 |
| ⑤市民等への広報、市民相談等、報道機関対応     | 広報担当 |
| ⑥宿舍・食事の手配（支援本部）の確認、経理     | 庶務担当 |

## 7 都道府県への支援要請

- (1) 実施本部長は、次の内容を具体化して、支援本部長に対し支援要請を行う。
- ①宅地判定士、判定調整員の派遣
  - ②判定資機材の提供
  - ③実施本部又は判定拠点までの輸送手段の用意
  - ④宅地判定士・判定調整員の宿舍・食事の確保
  - ⑤車・駐車場・給油所の確保
  - ⑥その他
- (2) 実施本部長は、宅地判定士・判定調整員の現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等参集に必要な事項を支援本部長に連絡する。
- (3) 実施本部長は、必要に応じて実施状況報告を支援本部長に行う。

## 8 判定実施計画の作成

実施本部長は、宅地被害状況、被災地の状況等に基づき、判定実施計画を作成するとともに、この計画を市区町村災害対策本部長へ報告する。

判定実施計画の内容は、以下の事項を具体化するものとして作成するが、被災の範囲、被

災地の状況等（火災の発生状況、大規模な地すべり・崖崩れの発生状況、被災者の救助、立ち入り禁止区域、避難場所等）や判定作業の進行に応じて見直しを行う。

- ①判定対象宅地数、用途及び規模等
- ②判定実施区域及び判定優先順位
- ③判定実施（計画）期間
- ④必要な宅地判定士及び必要判定調整員数
- ⑤宅地判定士及び判定調整員の参集場所
- ⑥宅地判定士及び判定調整員の受入れ条件、輸送方法等
- ⑦判定資機材の調達及び輸送計画
- ⑧実施本部の位置、責任者、連絡方法・連絡先（判定拠点があれば同様）
- ⑨その他

#### 8－1 判定対象宅地数、用途及び規模等

実施可能な調査体制は、判定対象宅地数、判定実施区域をもとに選択し、以下の点を勘案して、必要な判定士数、判定調整員を算定する。

- ①必要判定士数
- ②当面の投入可能判定士数、不足判定士数
- ③応援依頼判定士数
- ④調査体制変更の要否
- ⑤判定実施区域の変更の要否
- ⑥判定対象となる宅地、規模等の変更の要否
- ⑦被災地の状況（火災の発生状況、被災者の救助等）
- ⑧判定活動の被害者等への影響
- ⑨優先順位設定の要否

〈調査体制のタイプ〉

タイプ1：市区町村等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施

タイプ2：宅地防犯パトロールによる、宅地判定のものを補完する調査を中心として判定を実施

タイプ3：被災地に相談窓口を設け、宅地判定のものを補完する調査を中心として判定を実施

#### 8－2 判定実施区域及び判定優先順位

被災地の状況（火災の発生状況、大規模な地すべり・崖崩れの発生状況、被災者の救援状況、立入禁止区域、避難場所の状況等）を考慮し、判定実施区域のゾーニングと優先順位づけを行う。なお、優先順位づけに当たっては、被災の全般的状況、人的被害の発生状況、二次災害の可能性、災害復旧に対する影響度等を考慮する。

#### 8－3 判定実施（計画）期間

判定実施期間は原則として10日間以内とする。

#### 8－4 必要な宅地判定士及び判定調整員数

（1）必要宅地判定士数は次による。

宅地判定士3名でチームを編成し、判定数は10宅地程度／チーム・日、宅地判定士の稼働日数を3日間程度とする。

- (2) 必要判定調整員数は、宅地判定士3班（宅地判定士5チームを1班とするため、宅地判定士45人）に1人配置するよう算定する。

#### 8-5 宅地判定士及び判定調整員の参集

実施本部長は支援本部長と連絡・調整を図り、以下の宅地判定士及び判定調査の参集を行う。

- ①実施本部長による必要宅地判定士等参集に必要な事項の支援本部長への連絡・調整
- ②必要に応じ、災害対策本部長による都道府県への支援要請
- ③支援本部長による支援に関する速やかな連絡

#### 8-6 宅地判定士及び判定調整員の受入れ条件、輸送方法等

実施本部長は、宅地判定士及び判定調整員の参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等判定士の受入れ条件、輸送方法等の必要な事項の連絡を行う。

#### 8-7 判定資機材の調達及び輸送計画

実施本部長は、支援本部と連絡・調整を図り、上下の判定資機材の調達及び輸送計画を行う。

- ①実施本部長による、地元調達判定資機材の調達状況調査と不足判定資機材の支援本部への連絡
- ②実施本部長と支援本部による判定資機材の輸送方法の確保

#### 8-8 実施本部の位置、責任者、連絡方法・連絡先

実施本部の位置がわかるように案内図を作成し、その各実施本部の組織の業務や担当責任者及び連絡方法・連絡先を明らかにする。

### 9 必要判定士等の連絡・調整

実施本部長は、必要判定士数（地元判定士数を含む）及び判定調整員等、現地参集場所、現地参集時間、判定業務従事予定期間等判定士の参集に必要な事項を支援本部長に連絡し、支援本部から派遣できる必要判定士数等について過不足を調整する。

### 10 判定調整員の配置

実施本部長は、実施本部（判定拠点の場合は、判定拠点）に判定調整員を配置し、判定実施計画の具体化及び宅地判定士の指導等にあたらせる。

#### 11 判定資機材の準備

- (1) 実施本部長は、実施本部および判定拠点における判定資機材の調達状況を調査し、支援本部に連絡し、必要判定資機材の確保を図る。

- (2) 実施本部長は、支援本部と連絡の上、判定資機材の輸送方法を確保する。

#### 12 宅地判定士等の移動並びに宿泊所等の手配

実施本部長は、支援本部に対して、以下の宅地判定士等の移動並びに宿泊場所の手配を行う。

- ①宅地判定士等の移動に係る支援本部への依頼
- ②宅地判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備状況と支援本部への連絡

### 1 3 宅地判定士等の受け付け、名簿作成

実施本部長は、以下の宅地判定士等の受け入れ、名簿の作成を行う。

- ①応援宅地判定士等の名簿及び判定資機材の確認
- ②①の確認状況及び参集できる宅地判定士の名簿を支援本部へ通知

### 1 4 判定実施チーム及び班の編成

実施本部長は、判定調整員に指示し、判定実施計画に基づき参集した宅地判定士のチーム編成を以下の点に留意して行う。

- ①健康状態の確認
- ②被災地の土地や交通事情等に詳しい者の適当な配置
- ③判定の経験のある者の適当な配置
- ④宅地判定士以外の誘導員等の配置
- ⑤その他

### 1 5 判定資機材等の配布

実施本部長は、判定調整員に指示し、以下の判定資機材等を班長・副班長に配布するための業務窓口を設置する。

- ①連絡用機器（携帯電話等）及び連絡部署一覧
- ②担当判定区域全体の地図
- ③担当区域の住宅地図
- ④判定調査票、判定ステッカー等の判定資機材
- ⑤宅地関係データ
- ⑥被災地情報（避難所の位置、火災発生地区、被災者への情報等）
- ⑦判定実施留保区域の地図
- ⑧その他

### 1 6 判定調査方法等のガイダンス

実施本部長は、判定調整員に指示し、判定活動の開始に先立ち、判定士に対して判定調査方法等についてのガイダンスを行う。

### 1 7 判定業務の開始

実施本部長は、判定調整員に対して判定業務を開始するように指示する。

### 1 8 判定結果の報告及びその活用

- (1) 実施本部長は、判定調整員から判定結果の報告を受け、その結果の中で特に注意を要する被災宅地等の有無及び被災宅地状況によっては現地を再調査するなど必要な措置をとる。
- (2) 実施本部長は、宅地の判定のみでは対処が困難な事案については、市区町村災害対策本部長と協議し、適切な措置をとるものとする。また、複合的な被災状況にあり、判定が困難な状況にある等の場合は、学識経験者等の適切な助言を受けるものとする。

## 19 住民への広報等

実施本部長は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、以下の判定の実施状況等について広報する。

- ①住民への判定実施及び状況の広報
- ②相談窓口等の対応

## 20 判定を受けた宅地の所有者等への対応

実施本部長は、判定実施期間中、以下の内容についての適切な対応を行う。

- ①被災宅地の所有者等に対する危険度判定結果の説明・相談等
- ②報道機関等からの問合せ

## 21 実施本部業務の終了

- (1) 実施本部の業務は、以下のすべての業務が終了した時点をもって完了とする。

- ①判定の実施
- ②判定結果の集計・資料整理
- ③判定結果の市区町村災害対策本部長への報告
- ④支援本部との調整業務及び支援本部への判定活動報告

- (2) 実施本部長は、判定業務終了後、災害対策本部長と協議し、判定結果を集計整理し、担当部局に引き継ぐと共に、実施本部を解散する。

- (3) 災害対策本部長等は、必要に応じ相談所を設置する等適切な措置をとる。

- (4) 実施本部解散後においても、判定所管課長等は、判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部長等に協力する。

- (5) 判定結果等の関連資料の保存期間は、所管課長が市区町村災害対策本部長と協議して定める。

- (6) 所管課長は、災害対策本部解散後においても、従事判定士へのアフター・ケアに心がける。

### 第3章 支援本部の業務

本章では、市区町村の実施本部が実施する被災宅地の危険度判定を支援するため、都道府県災害対策本部に設置する支援本部の業務について定める。

#### 1 被害状況の把握

都道府県の被災宅地危険度判定制度所管課長等（以下、本章において「所管課長」という。）は、管内に相当程度の被害があり、危険な被災宅地が発生していると思われる時は、次にあげる情報源等から判定活動の支援に必要な情報を収集する。

- ①市区町村の判定所管部局
- ②都道府県出先機関
- ③都道府県防災対策所管課（被災建築物応急危険度判定所管課も含む）
- ④報道機関

#### 2 支援実施の決定

- （１）都道府県災害対策本部長は、市区町村災害対策本部長より判定実施の決定を受けた時は直ちに支援実施を決定する。
- （２）都道府県災害対策本部長は、支援実施を決定した時は、必要と認める管内の市区町村長、近隣の都道府県知事及び国土交通大臣に対し、支援実施を決定した旨を連絡する。
- （３）都道府県災害対策本部長は、報道機関等を通じて都道府県民に判定実施活動の周知に努める。

#### 3 支援本部の設置

所管課長は、都道府県災害対策本部長が支援実施を決定した時は、都道府県災害対策本部長の命を受け、都道府県災害対策本部の下に支援本部を設置し支援本部長として支援業務にあたる。

支援本部の組織は、次に例示する業務と担当を参考に決める。

| 支援本部の業務と担当（例示）            | （担当仮称） |
|---------------------------|--------|
| ①情報の収集、関係機関、上下の組織との連絡調整   | 情報担当   |
| ②判定業務の企画、実施計画、支援組織の編成、記録  | 計画担当   |
| ③人的・物的動員、人員管理、資機材調達、運搬・搬送 | 業務担当   |
| ④住民等への広報、住民相談等、報道機関対応     | 広報担当   |
| ⑤宿舎、食事の手配、経理              | 庶務担当   |

#### 4 支援本部の業務

- （１）支援本部の業務は以下のとおりである。
  - ①宅地に係る被害情報の収集
  - ②判定支援実施計画の作成
  - ③宅地判定士・判定調整員の招集
  - ④宅地判定士・判定調整員の実施本部又は判定拠点への派遣
  - ⑤実施本部間の調整（管内に複数の実施本部が設置された場合）
  - ⑥判定資機材の提供

- ⑦宅地判定士・判定調整員の宿舎・食事の確保
- ⑧宅地判定士・判定調整員の帰還
- ⑨支援活動状況のとりまとめ
- ⑩報道機関等への対応
- ⑪被災建築物応急危険度判定制度、砂防ボランティア制度等の関連制度との調整
- ⑫その他

## 5 支援実施計画の作成

支援本部長は、実施本部長からの要請内容や被害状況等を整理し、これらを踏まえて支援実施計画を作成するとともに、この計画を都道府県災害対策本部長へ報告する。支援実施計画の内容は、以下の事項を具体化するものとして作成するが、実施本部からの実施状況報告等を踏まえ、逐次支援実施計画の見直しを行うものとする。

- ①宅地判定士・判定調整員の派遣人数、派遣期間（1次派遣～○次派遣）
  - ・被災した都道府県に登録されている宅地判定士・判定調整員のうち派遣可能人数、派遣期間
  - ・他の都道府県から応援を受ける宅地判定士・判定調整員の派遣必要人数、派遣期間（都道府県単位ごとに集約）
- ②宅地判定士・判定調整員の派遣場所
- ③判定資機材の提供
- ④実施本部又は判定拠点までの輸送計画
- ⑤宅地判定士・判定調整員の宿舎・食事の確保

## 6 他の都道府県等への支援要請及び国土交通省への調整要請

支援本部長は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときは、必要に応じて、他の都道府県等に対して宅地判定士・判定調整員の派遣等を要請し、若しくは、国土交通省（都市局都市安全課）に対し宅地判定士・判定調整員の派遣等について調整要請をする。

## 7 宅地判定士・判定調整員の招集・派遣

- （1）支援本部長は、次により宅地判定士・判定調整員を招集し、支援実施計画に基づき派遣する。
  - ①登録した宅地判定士・判定調整員に対する協力要請
  - ②協力要請に応じた宅地判定士・判定調整員の名簿作成
  - ③協力要請に応じた宅地判定士・判定調整員に参集場所、参集時間等判定活動に必要な事項の連絡
  - ④補償制度の対象となる宅地判定士・判定調整員の名簿の被災宅地危険度判定連絡協議会への送付
  - ⑤宅地判定士・判定調整員の名簿、送付する判定資機材等のリストの実施本部への送付
  - ⑥用意した輸送手段による、宅地判定士・判定調整員の実施本部又は判定拠点への派遣
- （2）支援本部長は、他の都道府県等から宅地判定士・判定調整員を受け入れる場合、事前に名簿の送付を受け、実施本部に送付した上で、宅地判定士・判定調整員を実施本部又は判定拠点へ派遣する。



(3) 支援本部長は、派遣を受けた都道府県等に対し、宅地判定士・判定調整員を派遣した実施本部又は判定拠点先を連絡する。

(4) 支援本部長は、宅地判定士又は判定調整員に対して協力依頼する場合及び他の都道府県等に宅地判定士・判定調整員の派遣を要請する場合は、次のことを明らかにする。

- ①派遣の目的、派遣先、派遣期間
- ②集合場所、集合時間
- ③交通手段、宿泊施設、食事等の条件
- ④持参すべき資機材
- ⑤その他必要事項

## 8 報道機関等への対応

支援本部長は、実施本部長の協力のもと判定実施の状況等について、報道機関等を通じて情報提供に努めるとともに、報道機関等からの問合せに適切に対応する。

## 9 宅地判定士・判定調整員の帰還

支援本部長は、実施本部から宅地判定士・判定調整員の帰還について報告を受け、支援を受けた他の都道府県等関係機関に、その旨連絡する。また、必要に応じて帰還に必要な輸送手段を用意する。

## 10 支援本部の解散

(1) 支援本部長は以下の全ての業務が終了した時点で、災害対策本部長と協議して支援本部を解散する。

- ①支援の実施
- ②支援状況のとりまとめ（実施本部ごとにとりまとめる）、資料整理
- ③支援状況の都道府県災害対策本部長への報告
- ④実施本部との調整業務
- ⑤支援業務に伴う金銭負担等の担当部局等への引継ぎ

(2) 支援本部長は、支援本部が解散した旨を必要と認める管内の市区町村、近隣及び宅地判定士・判定調整員の派遣等を受けた都道府県等並びに国土交通省（都市局都市安全課）に対し、連絡する。

## 第4章 宅地判定士の業務

本章では、被災宅地の危険度判定の業務を行う宅地判定士の業務について定める。

### 1 宅地判定士の業務基準

- (1) 宅地判定士は、原則として登録をしている都道府県等の要請により判定業務に従事する。
- (2) 宅地判定士は、本マニュアルを遵守するとともに、判定業務を行う実施本部長の指示に従い、迅速かつ誠実に被災宅地の危険度判定を行う。
- (3) 宅地判定士は、判定業務に従事する場合、常に登録証を携帯するとともに、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」及び「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票の手引」を持参する。

### 2 宅地判定士の協力要請に対する応諾等

- (1) 宅地判定士の応諾
  - ① 宅地判定士は、登録している都道府県等から判定業務の協力要請の連絡を受けた場合は、参集日時、参集場所及び判定業務予定期間等の確認を行う。
  - ② 判定業務に参加する場合は、判定業務応諾の連絡を行い、被災宅地の状況に応じ、特に持参する判定用資機材等の指示を受ける。
  - ③ 宅地判定士は、参集場所に到着後、支援都道府県等の職員に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (2) 宅地判定士の被災地への移動及び着任

宅地判定士の、被災地への移動及び着任は次により行う。

  - ① 実施本部又は判定拠点への移動は、派遣する都道府県等が指定した方法により、団体移動を原則とする。
  - ② 実施本部又は判定拠点に着任後は、実施本部長の指揮下に入る。
  - ③ 実施本部又は判定拠点の判定調整員から、自分の所属するチーム及び班についての指示を受ける。その際、班長又は副班長を命じられた場合には、その任につく。
  - ④ 被災地での宿泊は、原則として、実施本部又は支援本部で準備した施設に宿泊する。ただし、自ら宿泊施設を準備できる場合はこの限りではない。その場合はあらかじめ翌日の判定活動等について、班長の指示を受けておく。
- (3) 班長及び副班長の役割

班長は、判定調整員及び班内の各チームと連絡調整を図るとともに、班の総括担当者として、各宅地判定士に判定調整員の指示及び判定実施に必要な情報等を伝える等の業務を行う。また、副班長は、班長の補佐を行う。

### 3 宅地判定士の業務等

- (1) 危険度判定についての事前説明

宅地判定士は、班長を通じて、被災地の情報の提供を受けるとともに、以下の説明を受ける。

  - ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）、被災地情報（避難所の位置、救急医療機関の所在、被災者への情報等）

- ②気象情報（気温、風速、降雨等）、余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ③判定方針及び判定区域
- ④判定資機材の受取方法、判定結果の表示の方法等
- ⑤出発時間、現地への移動手段、現地における集合時間、集合場所、緊急連絡方法
- ⑥被災建築物応急危険度判定及び砂防ボランティアとの関係
- ⑦その他

## （２）判定実施時の注意事項

- ①宅地判定士は、判定作業における最低限必要な情報（交通、飲料水、トイレの位置、ガス漏れ、緊急時等の連絡先等）及び一日の行動計画について班長から説明を受けておく。
- ②宅地判定士は必ず、以下の事項について確認をしておくこと。
  - ・現地へのお出発時間及び移動手段
  - ・現地における集合時刻及び場所並びに判定活動の終了時刻
  - ・緊急連絡方法

## （３）判定区域への移動

判定区域への移動は、現地の状況に応じ実施本部又は判定拠点で指定された移動手段による。

## （４）判定区域における行動基準

- ①判定作業を行う際には登録証を必ず携帯し、指定された腕章等を身に付け、宅地判定士として識別できるようにする。
- ②判定作業は、必ずチーム単位で行う。
- ③判定作業中及び移動中は、ラジオを携帯し、余震に備えるなど、危険に注意し、危険な場所に近づく等の無理な活動はしない。
- ④緊急事態（余震その他の災害が発生した時）が生じた場合は、携帯電話等で実施本部又は判定拠点と連絡を行い、判定調整員の指示を待つ。
- ⑤宅地判定士は、一日の判定活動終了後自己の健康状態について班長に報告をしておく。報告を受けた班長は、判定調整員と相談の上、必要に応じて翌日のチーム編成等を見直すものとする。

## （５）判定作業

- ①判定作業は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、迅速かつ的確に行う。
- ②判定結果については、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定作成の手引」に基づき、宅地ごとに調査票に記入する。
- ③各宅地判定終了後、判定結果に基づき宅地ごとに、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。判定ステッカーには、判定理由を明記する。
- ④所有者（又は居住者）が判定ステッカーの貼付けを希望しない場合（故意に剥離する場合を含む）には、必ずしも判定ステッカーを貼り付ける必要はない。この場合、調査票にその旨記録し、班長に報告する。
- ⑤判定作業終了後、実施本部又は判定拠点に戻り、当日の「被害状況調査・危険度判定票」（以下「判定調査票」という。）をとりまとめ、班長に提出する。また、判定後の現状把握のため調整会議を開催し、判定結果の中で特に注意を必要とする被災宅地について、班長にその旨報告する。

⑥班長は、各宅地判定士から判定結果等の中で特に注意が必要と報告された被災宅地については、遅滞なくその旨判定調整員に報告する。

#### 4 宅地判定士の業務期間

宅地判定士の業務期間は、調査、判定及び業務引継等に要する日数に、往復に要する日数を加算した日数とし、1週間を限度とする。

#### 5 住民及び報道機関対応

- ①判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備したパンフレット等がある場合は、これを持参し、必要に応じて配布し説明をする。なお、判定に対する理解が得られないときは判定を実施しなくても構わないが、この場合調査票にその旨記録し、班長に報告する。
- ②所有者（又は居住者等）が在宅していれば、判定を行う旨を説明し、その場で判定結果を知らせることとし、判定についての質問等があった場合には、適切に回答する。
- ③現地で判定以外の業務を求められた場合には、被災宅地危険度判定の趣旨（二次災害を軽減・防止するため、担当被災地について被害の発生状況を迅速に把握し、報告する必要があること）を説明し、理解を求める。

#### 6 宅地判定士の帰還

- （1）宅地判定士は、業務期間が終了し帰還する場合には、班長にその旨連絡し、班長は、判定調整員の指示等に基づき帰還時の注意事項等を伝える。その際、宅地判定士は、継続して判定業務が行われている場合には、その後の業務等に滞りが生じないように業務引継ぎを十分行っておくものとする。
- （2）宅地判定士は、業務が終了し帰還したときは、宅地判定士の代表が、派遣された都道府県等の所管課長に帰還、各宅地判定士の健康状態、危険度判定の状況等について報告を行う。

## 第5章 判定調整員の業務

本章では、実施本部が実施する被災宅地の危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、実施本部又は判定拠点に配置する判定調整員の業務について定める。

### 1 判定調整員の着任

判定調整員は、都道府県知事からの要請により、指示された実施本部におもむき、到着次第その実施本部長の指揮下に入る。なお、宅地判定士として着任した場合であっても、支援本部長又は実施本部長から判定調整員として任命された場合は、その任につく。

### 2 判定調整員の業務

判定調整員は、危険度判定に関して、実施本部長の補佐を行うとともに、判定調整員相互に協力して以下の業務を行う。

#### ①判定実施計画の具体化

実施本部が作成した判定実施計画に基づき、被災地の状況、判定に従事する宅地判定士の集合状況等を考慮し、現地の状況に即した判定実施計画の具体化を図る。

#### ②判定実施区域の配分

判定実施区域、優先順位等を勘案したうえ、班毎の判定実施区域を設定する。

#### ③班長への事前説明等

班長、副班長に具体化した判定実施計画のうち判定活動に必要な事項及び被災地状況等の事前説明を行う。また、当日ごとの状況説明を行う。

#### ④班の指揮・指導

具体化した判定実施計画に基づき、班の指導・指揮を行う。

#### ⑤判定調整票のチェック

班長・副班長を通じて集計された判定調査票のチェックを行う。

#### ⑥判定業務に係る技術的な検討

判定業務に係る疑義の解明、高度の技術力を必要とする案件、要再調査宅地等の技術的な検討等を行う。

#### ⑦判定結果の報告

調査日毎及び判定実施区域毎に、判定結果を集計し、全体の概要と評価を加え、実施本部長に報告する。

#### ⑧その他

被災宅地の危険度判定に関し、実施本部長が必要と認める業務及び実施本部長への意見具申を行う。

### 3 判定実施計画の具体化

判定調整員は、実施本部が作成した判定実施計画に基づき、他の判定調整員と協力してその計画を具体化するとともに、必要に応じ判定実施計画の補強、改善について実施本部長に進言する。

具体化する判定実施計画の事項及び具体化に当たっての留意点は、次のとおりである。

#### ①判定実施区域の区分と優先順位

実施本部が作成した判定実施計画に基づき、被災地の状況（火災の発生状況、大規模な地すべり・崖崩れの発生状況、被災者の救援状況、立入禁止区域、避難場所の状況等）を考慮し、判定実施区域のゾーニングと優先順位づけを行う。なお、優先順位づけに当たっては、被災の全般的状況、人的被害の発生状況、二次災害の可能性、災害復旧に対する影響

度等を考慮する。

#### ②判定実施チーム及び班の編成

判定調整員は、実施本部長の指示により、判定実施計画に基づき参集した宅地判定士のチーム及び班の編成を行う。なお、チーム及び班の編成に当たっては、個々の宅地判定士の業務に従事する期間、被災地の地理や交通事情の熟知度、健康状態等に考慮する。

### 4 班長・副班長の選任

判定調整員は、班内の宅地判定士の中から、班長、副班長の業務を適正に執行できると認めた者を班長、副班長として選任する。

### 5 判定調整員の業務期間

判定調整員の業務期間は、判定実施計画の具体化等の業務及び事務引継等に要する日数に往復に要する日数を加算した日数とし、1週間を限度とする。

判定調整員の標準業務期間（例示）

| 第1日目 | 第2日目                                      | 第3日目                           | 第4日目                           | 第5日目                           | 第6日目    | 第7日目 |
|------|-------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------|------|
| 往 路  | ・事務引継<br>・実施計画の具体化<br>・班の編成<br>・班長等への事前説明 | ・判定結果の<br>チェック、報告①<br>・当日の状況説明 | ・判定結果の<br>チェック、報告②<br>・当日の状況説明 | ・判定結果の<br>チェック、報告③<br>・当日の状況説明 | 調査等のまとめ | 復 路  |

### 6 班長・副班長への事前説明等

判定調整員は、着任した班長・副班長に対して、判定実施計画のうち判定活動に必要な事項及び以下の事前説明を行うとともに、日々、当日の状況について説明を行う。なお、実施本部資料のうち必要な事項を説明資料として、配布する。

- ①被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）、被災地情報（避難所の位置、緊急医療機関の所在、被災者への情報等）
- ②気象情報（気温、風速、降雨等）、余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ③判定方針及び判定区域
- ④判定資機材の受取方法、判定結果の表示の方法等
- ⑤出発時間、現地への移動手段、現地における集合時間、集合場所、緊急連絡方法
- ⑥被災建築物応急危険度判定及び砂防ボランティアとの関係
- ⑦その他

### 7 業務従事期間の終了・帰還

- （1）判定調整員は、業務期間の終了に伴う実施本部長の指示により帰還する。その際、継続して判定業務が行われている場合には、その後の判定業務等に滞りが生じないように事務引継ぎを十分行っておく。
- （2）判定調整員は、業務が終了し帰還したときは、判定調整員の代表が、派遣された都道府県等の所管課長に帰還、各判定調整員の健康状態、危険度判定の状況等について報告を行う。

## 5-25-1 国・道・町指定文化財一覧

令和3年3月31日現在

### 1. 国 指 定

| 分 類       | 名 称                      | 指定年月日       | 所 在 地      | 所 有 者  |
|-----------|--------------------------|-------------|------------|--------|
| 史 迹       | 上之国館跡（花沢・洲崎・勝山館跡）        | 平成18年 3月31日 | 上ノ国町字勝山・北村 | 上ノ国町ほか |
| 重 要 文 化 財 | 旧笹浪家住宅<br>（主屋・土蔵・米蔵・文庫蔵） | 平成 4年 1月21日 | 上ノ国町字上ノ国   | 上ノ国町   |
| 重 要 文 化 財 | 上國寺本堂                    | 平成 5年 4月20日 | 上ノ国町字勝山    | 上國寺    |
| 重 要 文 化 財 | 北海道上之国勝山館跡出土品            | 平成20年 7月10日 | 上ノ国町字大留    | 上ノ国町   |

### 2. 国 登 録

| 分 類     | 名 称      | 指定年月日       | 所 在 地   | 所 有 者 |
|---------|----------|-------------|---------|-------|
| 登録有形文化財 | 石崎漁港トンネル | 平成15年 1月31日 | 上ノ国町字館野 | 上ノ国町  |

### 3. 道 指 定

| 分 類       | 名 称        | 指定年月日       | 所 在 地      | 所 有 者  |
|-----------|------------|-------------|------------|--------|
| 有 形 文 化 財 | 円空作十一面観音立像 | 昭和52年 3月11日 | 上ノ国町字上ノ国   | 上ノ国観音講 |
| 有 形 文 化 財 | 砂館神社本殿     | 昭和60年 3月30日 | 上ノ国町字北村    | 砂館神社   |
| 有 形 文 化 財 | 上ノ國八幡宮本殿   | 平成29年 3月31日 | 上ノ国町字勝山409 | 上ノ國八幡宮 |

### 4. 町 指 定

| 分 類       | 名 称               | 指定年月日       | 所 在 地         | 所 有 者      |
|-----------|-------------------|-------------|---------------|------------|
| 有形文化財/建造物 | 清浄寺本堂             | 平成 5年 8月10日 | 上ノ国町字上ノ国294   | 清浄寺        |
| 有形文化財/木工  | 紺糸威胴丸             | 昭和47年 9月11日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | 円空作仏像観音座像         | 昭和60年 7月23日 | 上ノ国町字北村       | 北村地藏庵      |
| 有形文化財/木工  | 円空作仏像観音座像         | 昭和60年 7月23日 | 上ノ国町字木ノ子110   | 木ノ子光明寺     |
| 有形文化財/木工  | 円空作仏像観音座像         | 昭和60年 7月23日 | 上ノ国町字石崎204    | 石崎八幡神社     |
| 有形文化財/木工  | 円空作仏像観音座像         | 昭和60年 7月23日 | 上ノ国町字上ノ国      | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | 絵画（掛軸） 裏書輪島屋太佐衛門筆 | 平成 1年 2月23日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | 絵画（掛軸） 裏書輪島屋太佐衛門筆 | 平成 1年 2月23日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | 書（掛軸） 裏書輪島屋太佐衛門筆  | 平成 1年 2月23日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | 書（掛軸） 裏書輪島屋太佐衛門筆  | 平成 1年 2月23日 | 上ノ国町字勝山       | 上ノ國八幡宮     |
| 有形文化財/木工  | 書（掛軸） 裏書輪島屋太佐衛門筆  | 平成 1年 2月23日 | 上ノ国町字勝山       | 上ノ國八幡宮     |
| 有形文化財/木工  | 書（松前氏13代道広筆）      | 平成 5年 8月10日 | 上ノ国町字勝山       | 上ノ國八幡宮     |
| 有形文化財/木工  | 書（松前氏14代章広筆）      | 平成 5年 8月10日 | 上ノ国町字勝山       | 上ノ國八幡宮     |
| 有形文化財/木工  | 書（掛軸）（松前氏14代章広筆）  | 平成 5年 8月10日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | チカルカルペ（木綿衣）       | 平成 5年 8月10日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | マエタレ（前掛け）         | 平成 5年 8月10日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | テトラペ（草皮衣）         | 平成 5年 8月10日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | マエタレ（前掛け）         | 平成 5年 8月10日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | チカルカルペ（木綿衣）       | 平成 5年 8月10日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | アイヌ絵巻             | 平成 9年 2月24日 | 上ノ国町字大留       | 上ノ国町       |
| 有形文化財/木工  | 松前ばっかくの墓          | 平成13年 6月 5日 | 上ノ国町字石崎471    | 石崎町内会      |
| 有形文化財/木工  | 赤門の墓              | 平成13年 6月 5日 | 上ノ国町字木ノ子474-4 | 木ノ子町内会     |
| 有形文化財/木工  | 南條の墓              | 平成13年 6月 5日 | 上ノ国町字桂岡51     | 桂岡町内会、南條暉将 |
| 有形民俗文化財   | 円空作仏像観音座像         | 昭和60年 7月23日 | 上ノ国町字上ノ国41    | 上ノ国観音講     |
| 無形民俗文化財   | 大留鹿子舞             | 昭和50年12月13日 | 上ノ国町字大留       | 大留鹿子舞保存会   |
| 無形民俗文化財   | 石崎奴               | 昭和57年 9月10日 | 上ノ国町字石崎       | 石崎奴保存会     |

（注）一部個人所有分は除く。

## 5-26-1 北海道広域火葬実施要領

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、災害等発生時における広域火葬を円滑に実施するため、道、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。

#### 2 基本方針

道、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本要領に基づき広域火葬を実施するものとする。

#### 3 定義

この要領において、「広域火葬」とは、大規模災害等により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、当該市町村外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

### 第2 平常時における対応

#### 1 火葬場及び連絡担当部局の把握

道は、次の事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。

- (1) 火葬場の名称、連絡先、火葬炉数等の必要な情報
- (2) 市町村の広域火葬に係る連絡担当部局名、連絡先等の必要な情報

#### 2 広域火葬等実施組織の整備

市町村及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱い体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

#### 3 資機材等の確保

市町村は、必要に応じて遺体安置所の確保、棺及び遺体保存剤（ドライアイス）の確保、作業要員、火葬場までの搬送手段、搬送経路の確保方法及びその他必要な事項について、措置を講じておくものとする。

#### 4 情報伝達手順等の整備

道は、市町村及び火葬場設置者の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

#### 5 訓練

道は、必要に応じて、市町村及び火葬場設置者等と連携し、災害発生を想定した広域火葬の訓練を行うものとする。

### 第3 災害発生時の対応

#### 1 即応体制

道は、広域火葬が必要であると判断した場合は、保健福祉部健康安全局食品衛生課において火葬に係る情報収集及び連絡調整を行うものとする。

なお、食品衛生課と市町村及び火葬場設置者との連絡調整等は、各保健所（道立及



び保健所設置市保健所)を通じて行うことを基本とする。

## 2 被災状況の把握

(1) 被災市町村は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い、別紙様式1により道に報告するものとする。

(2) 道は、被災市町村からの報告により被害状況を把握し、厚生労働省に報告するものとする。

## 3 広域火葬の応援・協力

(1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、別紙様式2により速やかに道に広域火葬の応援を要請するものとする。

(2) 道は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づき広域火葬の実施を決定し、別紙様式3により周辺等の市町村に広域火葬の応援を依頼するとともに厚生労働省に報告するものとする。

なお、道は、さらに広域的に火葬を実施する必要があると判断した場合は、別紙様式4により厚生労働省に協力を依頼するものとする。

(3) 道から広域火葬の協力依頼を受けた市町村は、管内の火葬場設置者と連絡調整を行い、可能な協力内容を別紙様式5により道に報告するものとする。

## 4 火葬場の調整

(1) 道は、市町村からの回答を踏まえ、火葬場の割り振りを行い、これを別紙様式6により被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場のある市町村に対し、別紙様式7により依頼の通知を行うものとする。

(2) 被災市町村は、道の割り振りに基づき、応援を承諾した火葬場のある市町村と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。

(3) 被災市町村は、災害等により火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、遺体を割り振りされた火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

## 5 火葬要員の派遣要請及び受入

(1) 被災市町村は、火葬場の職員が被災したために火葬場を稼働できない場合は、別紙様式8により道に対し火葬要員の派遣を要請するものとする。

なお、火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっては同様とする。

(2) 道は、被災市町村からの要請に基づき、別紙様式3により周辺等の市町村に対し火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

また、道は、燃料又は資機材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

## 6 遺体の保存及び搬送

(1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置場所を確保するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。

(2) 被災市町村は、遺体安置場所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に

搬送を行うものとする。

(3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、別紙様式9により道にそれらの手配を要請するものとする。

(4) 道は、被災市町村から遺体保存に必要な資機材及び遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

#### 7 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に行うために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

#### 8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けるものとする。

#### 9 火葬状況の報告

広域火葬に協力した市町村は、広域火葬の実施実績を、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、別紙様式10により道に日報として報告するものとする。

道は、道内の日報を取りまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

#### 10 火葬許可の特例的取扱い

(1) 被災市町村は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた特例的な取扱いについて道に協議するものとする。

(2) 協議を受けた道は、直ちに厚生労働省に承認を求め、その結果を被災市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

#### 11 引き取り者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のいない焼骨を火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

#### 附則

この要領は、平成28年1月27日から適用する。

# 災害緊急

☐ 転送      保健所 → 食品衛生課

〇〇保健所長 様

〇〇市町村長

火葬場被災状況等報告書（第 報）

災害（災害の名称）による被災状況等を次のとおり報告します。

|         |             |                                                            |   |
|---------|-------------|------------------------------------------------------------|---|
| 火葬場の名称  |             |                                                            |   |
| 点 検 日 時 | 年 月 日       | 午前・午後                                                      | 時 |
| 被 害 状 況 | 火 葬 炉 本 体   | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（状況 ） |   |
|         | 火葬炉付帯設備     | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（状況 ） |   |
|         | 建 屋         | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（状況 ） |   |
|         | 進 入 路       | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（状況 ） |   |
|         | そ の 他       | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（状況 ） |   |
| 火葬炉の使用  | 通常どおり稼働     | 炉（最大火葬数 体／日）                                               |   |
|         | 一 部 稼 働     | 炉（最大火葬数 体／日）                                               |   |
|         | 要 修 理 後 稼 働 | 炉（復旧見込み 年 月 日）                                             |   |
|         | 修 理 不 能     | 炉（復旧見込み 年 月 日）                                             |   |
| その他の支障  | 通信手段の確保     | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）   |   |
|         | 職 員 の 確 保   | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）   |   |

|       |           |             |                                                       |
|-------|-----------|-------------|-------------------------------------------------------|
| 管内死者数 | 人（ 月 日現在） | 応援の必要性（見込み） | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 |
|-------|-----------|-------------|-------------------------------------------------------|

|       |           |  |
|-------|-----------|--|
| 連絡担当者 | 担 当 部 課 係 |  |
|       | 職 氏 名     |  |
|       | 電 話       |  |
|       | F A X     |  |

# 災害緊急

□転送      保健所 → 食品衛生課

〇〇保健所長 様

〇〇市町村長

## 広域火葬応援要請書（第 報）

災害（災害の名称）により、当市町村内において多数の死亡者が発生したので、広域火葬の応援を要請します。

| 災害発生場所                              | □市町村内全域 □一部地域（ ） |           |       |          |
|-------------------------------------|------------------|-----------|-------|----------|
| 月 日                                 | 区分               | a 前回までの累計 | b 今回報 | a + b 合計 |
| 時現在<br>死亡者数（人）<br><br>（ ）は災害の<br>内数 | 大人               | （ ）       | （ ）   | （ ）      |
|                                     | 小人               | （ ）       | （ ）   | （ ）      |
|                                     | 胎児               | （ ）       | （ ）   | （ ）      |
|                                     | 不明               | （ ）       | （ ）   | （ ）      |
|                                     | 計                | （ ）       | （ ）   | （ ）      |

### ＜応援要請事項＞

|                                  | 区分 | c 前回までの累計 | d 広域火葬済 | e 今回要請 | c - d + e 合計 |
|----------------------------------|----|-----------|---------|--------|--------------|
| 広域火葬<br>（体）<br><br>（ ）は災害の<br>内数 | 大人 | （ ）       | （ ）     | （ ）    | （ ）          |
|                                  | 小人 | （ ）       | （ ）     | （ ）    | （ ）          |
|                                  | 胎児 | （ ）       | （ ）     | （ ）    | （ ）          |
|                                  | 不明 | （ ）       | （ ）     | （ ）    | （ ）          |
|                                  | 計  | （ ）       | （ ）     | （ ）    | （ ）          |
| その他の事項                           |    |           |         |        |              |

「大人」は12歳以上とし、「小人」は12歳未満とする。

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 連絡担当者 | 担当部課係 |  |
|       | 職 氏 名 |  |
|       | 電 話   |  |
|       | F A X |  |

# 災害緊急

☐送信 食品衛生課 → 保健所  
☐送信 保健所 → 市町村

〇〇市町村長 様

北海道保健福祉部長

〇〇保健所長

広域火葬協力依頼書（第 報）

災害（災害の名称）により、多数の死亡者が発生し、広域火葬を実施することとしましたので、ご協力をお願いします。

つきましては、貴管内の火葬場において可能な協力内容について回答をお願いします。

| 応援を要する被災市町村名  |    |           |         |        |          |
|---------------|----|-----------|---------|--------|----------|
| 火葬応援依頼        | 区分 | c 前回までの累計 | d 広域火葬済 | e 今回要請 | c-d+e 合計 |
| 遺体数（体）        | 大人 | （ ）       | （ ）     | （ ）    | （ ）      |
|               | 小人 | （ ）       | （ ）     | （ ）    | （ ）      |
|               | 胎児 | （ ）       | （ ）     | （ ）    | （ ）      |
|               | 不明 | （ ）       | （ ）     | （ ）    | （ ）      |
| （ ）は災害の<br>内数 | 計  | （ ）       | （ ）     | （ ）    | （ ）      |

「大人」は12歳以上とし、「小人」は12歳未満とする。

| 応援を要する火葬場    | 火葬場名<br>所在地 |      |    |   |   |        |
|--------------|-------------|------|----|---|---|--------|
| 火葬要員<br>手配依頼 | 月           | 日（ ） | 時～ | 時 | 人 | 時～ 時 人 |
|              | 月           | 日（ ） | 時～ | 時 | 人 | 時～ 時 人 |
|              | 月           | 日（ ） | 時～ | 時 | 人 | 時～ 時 人 |
|              | 月           | 日（ ） | 時～ | 時 | 人 | 時～ 時 人 |
|              | 月           | 日（ ） | 時～ | 時 | 人 | 時～ 時 人 |

| 連絡担当者 | 担当部課係 | 健康安全局食品衛生課 |
|-------|-------|------------|
|       | 職 氏 名 |            |
|       | 電 話   |            |
|       | F A X |            |

# 災害緊急

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長 様

北海道保健福祉部長

## 広域火葬応援要請依頼書（第 報）

災害（災害の名称）により、広域火葬を実施しておりますが、さらなる応援が必要ですのでご協力をお願いします。

| 被災市町村名   |    |           |       |          |
|----------|----|-----------|-------|----------|
| 月 日      | 区分 | a 前回までの累計 | b 今回報 | a + b 合計 |
| 時現在      | 大人 | ( )       | ( )   | ( )      |
| 死亡者数（人）  | 小人 | ( )       | ( )   | ( )      |
|          | 胎児 | ( )       | ( )   | ( )      |
| ( ) は災害の | 不明 | ( )       | ( )   | ( )      |
| 内数       | 計  | ( )       | ( )   | ( )      |

### < 応援要請事項 >

|          | 区分 | c 前回までの累計 | d 広域火葬済 | e 今回要請 | c - d + e 合計 |
|----------|----|-----------|---------|--------|--------------|
| 広域火葬     | 大人 | ( )       | ( )     | ( )    | ( )          |
| 遺体数（体）   | 小人 | ( )       | ( )     | ( )    | ( )          |
|          | 胎児 | ( )       | ( )     | ( )    | ( )          |
| ( ) は災害の | 不明 | ( )       | ( )     | ( )    | ( )          |
| 内数       | 計  | ( )       | ( )     | ( )    | ( )          |
| その他の事項   |    |           |         |        |              |

「大人」は12歳以上とし、「小人」は12歳未満とする。

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 連絡担当者 | 担当部課係 |  |
|       | 職 氏 名 |  |
|       | 電 話   |  |
|       | F A X |  |

# 災害緊急

☐ 転送      保健所 → 食品衛生課

〇〇保健所長 様

〇〇市町村長

広域火葬協力回答書（第 報）  
年 月 日付け（第 報）で依頼のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 広域火葬の応援の可否 | 火葬受入 ・ 要員派遣 ・ その他（ ） |
|------------|----------------------|

< 応援可能な内容（火葬受入） >

| 応援可能火葬場      | 名称     | 所在地  |                             |                              |                              |  |  |  |
|--------------|--------|------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|--|--|--|
| 受入可能<br>遺体数  | 月 日（ ） | 時～ 時 | 体                           | 時～ 時                         | 体                            |  |  |  |
|              | 月 日（ ） | 時～ 時 | 体                           | 時～ 時                         | 体                            |  |  |  |
|              | 月 日（ ） | 時～ 時 | 体                           | 時～ 時                         | 体                            |  |  |  |
|              | 月 日（ ） | 時～ 時 | 体                           | 時～ 時                         | 体                            |  |  |  |
|              | 月 日（ ） | 時～ 時 | 体                           | 時～ 時                         | 体                            |  |  |  |
|              | 月 日（ ） | 時～ 時 | 体                           | 時～ 時                         | 体                            |  |  |  |
| 上記期間以降の受入の可否 |        |      | <input type="checkbox"/> 可能 | <input type="checkbox"/> 不可能 | <input type="checkbox"/> 検討中 |  |  |  |

< 応援可能な内容（火葬要員派遣） >

| 応援先火葬場       |        |      |   |      |   |  |  |  |
|--------------|--------|------|---|------|---|--|--|--|
| 火葬要員<br>手配依頼 | 月 日（ ） | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |  |  |  |
|              | 月 日（ ） | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |  |  |  |
|              | 月 日（ ） | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |  |  |  |
|              | 月 日（ ） | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |  |  |  |
|              | 月 日（ ） | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |  |  |  |
|              | 月 日（ ） | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |  |  |  |

< 応援可能な内容（その他） >

|         |
|---------|
| 応援可能な内容 |
|---------|

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 連絡担当者 | 担当部課係 |  |
|       | 職 氏 名 |  |
|       | 電 話   |  |
|       | F A X |  |

# 災害緊急

☐送信 食品衛生課 → 保健所  
☐送信 保健所 → 市町村

〇〇市町村長 様

北海道保健福祉部長

〇〇保健所長

応援火葬場割り振り通知書（被災市町村用）

年 月 日付けで要請のありました広域火葬について、次のとおり応援火葬場を割り振りしましたので通知します。

なお、詳細については、別途当該市町村と直接協議、調整されるようお願いします。

記

1 応援火葬場割り振り（計画）表・・・別添のとおり

|       |       |  |            |
|-------|-------|--|------------|
| 連絡担当者 | 担当部課係 |  | 健康安全局食品衛生課 |
|       | 職 氏 名 |  |            |
|       | 電 話   |  |            |
|       | F A X |  |            |



# 災害緊急

☐送信 食品衛生課 → 保健所  
☐送信 保健所 → 市町村

〇〇市町村長 様

北海道保健福祉部長

〇〇保健所長

## 応援火葬場割り振り通知書（応援火葬場用）

年 月 日付けで広域火葬協力回答書に基づき、別添のとおり割り振りましたのでご協力をお願いします。

なお、詳細については、別途当該市町村と直接協議、調整されるようお願いいたします。

## 記

### 1 応援火葬場割り振り（計画）表・・・別添のとおり

|       |       |  |            |
|-------|-------|--|------------|
| 連絡担当者 | 担当部課係 |  | 健康安全局食品衛生課 |
|       | 職 氏 名 |  |            |
|       | 電 話   |  |            |
|       | F A X |  |            |

応援火葬場割りの振り（計画）表

年 月 日 現在 No.

| 遺体搬入<br>被災市町村 | 担当部課係<br>担当者及び<br>電話・FAX | 応援火葬場の<br>名称・所在地 | 担当部課係<br>担当者及び<br>電話・FAX | 受入可能日時及び遺体数                                    | 左記月日<br>以降の受入                                                                               | 被災火葬場<br>要員派遣                                               | その他<br>応援可能<br>な内容                                          |
|---------------|--------------------------|------------------|--------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1             | 電話<br>FAX                |                  | 電話<br>FAX                | 月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～ | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能<br><input type="checkbox"/> 検討中 | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能 | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能 |
| 2             | 電話<br>FAX                |                  | 電話<br>FAX                | 月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～ | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能<br><input type="checkbox"/> 検討中 | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能 | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能 |
| 3             | 電話<br>FAX                |                  | 電話<br>FAX                | 月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～ | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能<br><input type="checkbox"/> 検討中 | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能 | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能 |
| 4             | 電話<br>FAX                |                  | 電話<br>FAX                | 月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～ | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能<br><input type="checkbox"/> 検討中 | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能 | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能 |
| 5             | 電話<br>FAX                |                  | 電話<br>FAX                | 月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～<br>月 日 時～ | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能<br><input type="checkbox"/> 検討中 | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能 | <input type="checkbox"/> 可能<br><input type="checkbox"/> 不可能 |

□転送

保健所 → 食品衛生

〇〇保健所長 様

〇〇市町村長

火葬要員及び燃料・資機材の手配要請書

このことについて、次のとおり（火葬要員・燃料・資機材）の手配を要請します。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 火葬場の名称<br>及び所在地 |  |
|-----------------|--|

|        |  |          |  |
|--------|--|----------|--|
| 炉のメーカー |  | 炉の年式（型式） |  |
|--------|--|----------|--|

&lt;火葬要員派遣要請の内容&gt;

|                 |         |      |   |      |   |
|-----------------|---------|------|---|------|---|
| 火葬要員<br>派遣要請数   | 月 日 ( ) | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |
|                 | 月 日 ( ) | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |
|                 | 月 日 ( ) | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |
|                 | 月 日 ( ) | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |
|                 | 月 日 ( ) | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |
|                 | 月 日 ( ) | 時～ 時 | 人 | 時～ 時 | 人 |
| 派遣要請職員<br>の職務内容 |         |      |   |      |   |

&lt;必要な燃料・資機材の内訳&gt;

| 種類 | 数量 | 備考（期限等） |
|----|----|---------|
|    |    |         |
|    |    |         |
|    |    |         |
|    |    |         |
|    |    |         |

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 連絡担当者 | 担当部課係 |  |
|       | 職 氏 名 |  |
|       | 電 話   |  |
|       | F A X |  |

☐ 転送      保健所 → 食品衛生課

〇〇保健所長 様

〇〇市町村長

## 遺体保存用資機材及び遺体搬送応援手配要請書

このことについて、次のとおり（遺体保存用資機材・遺体搬送応援）の手配を要請します。

## ＜必要とする遺体保存用資機材の内容＞

| 種類 | 数量 | 備考（期限及び搬入場所等） |
|----|----|---------------|
|    |    |               |
|    |    |               |
|    |    |               |

## ＜必要とする遺体搬送応援の内容＞

| 遺体安置場所 |     | 搬送先 | 搬送応援要請遺体数 |      |
|--------|-----|-----|-----------|------|
| 名称     | 所在地 | 名称  | 大人 体      | 小人 体 |
| 名称     | 所在地 | 名称  | 胎児 体      | 不明 体 |
| 名称     | 所在地 | 名称  | 大人 体      | 小人 体 |
| 名称     | 所在地 | 名称  | 胎児 体      | 不明 体 |
| 名称     | 所在地 | 名称  | 大人 体      | 小人 体 |
| 名称     | 所在地 | 名称  | 胎児 体      | 不明 体 |
| 名称     | 所在地 | 名称  | 大人 体      | 小人 体 |
| 名称     | 所在地 | 名称  | 胎児 体      | 不明 体 |
| 名称     | 所在地 | 名称  | 大人 体      | 小人 体 |
| 名称     | 所在地 | 名称  | 胎児 体      | 不明 体 |

「大人」は12歳以上とし、「小人」は12歳未満とする。

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 連絡担当者 | 担当部課係 |  |
|       | 職 氏 名 |  |
|       | 電 話   |  |
|       | F A X |  |

# 災害緊急

□転送 保健所 → 食品衛生課

〇〇保健所長 様

〇〇市町村長

## 広域火葬実施日報

年 月 日に行った被災市町村内から搬入された遺体の火葬実施状況は次のとおりです。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 火葬場の名称<br>及び所在地 |  |
|-----------------|--|

| 区分       |    |    | 災害 | 災害以外 | 計 | その他の応援事項 |
|----------|----|----|----|------|---|----------|
| 被災市町村名 1 | 大人 | 今回 | 体  | 体    | 体 |          |
|          |    | 累計 | 体  | 体    | 体 |          |
|          | 小人 | 今回 | 体  | 体    | 体 |          |
|          |    | 累計 | 体  | 体    | 体 |          |
|          | 胎児 | 今回 | 体  | 体    | 体 |          |
|          |    | 累計 | 体  | 体    | 体 |          |
|          | 不明 | 今回 | 体  | 体    | 体 |          |
|          |    | 累計 | 体  | 体    | 体 |          |
|          | 計  | 今回 | 体  | 体    | 体 |          |
|          |    | 累計 | 体  | 体    | 体 |          |
| 被災市町村名 2 | 大人 | 今回 | 体  | 体    | 体 |          |
|          |    | 累計 | 体  | 体    | 体 |          |
|          | 小人 | 今回 | 体  | 体    | 体 |          |
|          |    | 累計 | 体  | 体    | 体 |          |
|          | 胎児 | 今回 | 体  | 体    | 体 |          |
|          |    | 累計 | 体  | 体    | 体 |          |
|          | 不明 | 今回 | 体  | 体    | 体 |          |
|          |    | 累計 | 体  | 体    | 体 |          |
|          | 計  | 今回 | 体  | 体    | 体 |          |
|          |    | 累計 | 体  | 体    | 体 |          |

「大人」は12歳以上とし、「小人」は12歳未満とする。

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 連絡担当者 | 担当部課係 |  |
|       | 職 氏 名 |  |
|       | 電 話   |  |
|       | F A X |  |